

---

令和4年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

令和4年9月12日 (月曜日)

---

議事日程 (第4号)

令和4年9月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 (13名)

1番 江本 守君	2番 吉原 秀樹君
3番 北代 恵君	4番 宗 晶子君
5番 丸山 年弘君	6番 池永 巖君
7番 鞆野 希昭君	8番 工藤 久司君
9番 武道 修司君	10番 池亀 豊君
12番 信田 博見君	13番 田原 宗憲君
14番 塩田 文男君	

---

欠席議員 (1名)

11番 田村 兼光君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

次長 横内 秀樹君 書記 小野 聖佳君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君  
教育長 …………… 久保ひろみ君  
会計管理者兼会計課長 …………… 石井 紫君

総務課長	……………	椎野 満博君	企画財政課長	……………	元島 信一君
まちづくり振興課長	…	桑野 智君	人権課長	……………	樽本 知也君
税務課長	……………	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	…	吉川 千保君
保険福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	古市 照雄君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	住民生活課長	……………	武道 博君
学校教育課長	……………	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	……………	尾座本三雄君
農業委員会事務局長	…	北代 幸介君			

---

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
池 亀 豊	1. 新型コロナ第7波について	<p>①内閣官房が福岡県をB A. 5 対策強化地域と位置づけた際の築上町の取り組みは</p> <p>②福岡県は7月6日にコロナ警報、7月22日にコロナ特別警報を発動したが、築上町の取り組みは</p> <p>③私は6月議会で感染予防の徹底をこれまで以上に呼びかけていただくようお願いしたが、これまで以上の呼びかけはしていただけたか</p> <p>④オミクロン株では、デルタ株までなかった10歳未満の死亡例が出ているが対策はまた無症状の子どもに与えるオミクロン株の影響は</p> <p>⑤日本の新規感染者数は2週連続で世界最多となり、直近4週間の死者もアメリカについて世界第2位となったが対策は</p>
	2. 新校舎建設事業について	<p>①令和4年第3回臨時会の議案第67号の不適切な事務処理の中身について、前日の議会運営委員会で町長は「詳細は明日すべて皆さんに説明させていただきます」と答えたが、交付金1億9,900万円の減額について私は把握できないまま本会議の採決を行った 丁寧な説明はされたのか</p> <p>②交付決定があったのに、今年になって対象面積が誤っていると指摘することは県の担当者の過ちではないか 行政のシステムが正常に機能していないのではないか</p> <p>③日本の公務員数はOECD最低であり平均の30%しかおらず、この25年で50万人以上減っている 正常な業務が行える体制の確保が必要ではないか</p> <p>④全国市長会・町村会の担当者は「集中改革プランや定員管理、市町村合併によるスリム化は限界」など地方財政の強化を語っているが、町村会とともに国に要望していくべきではないか</p>
	3. 障がい者の情報格差について	①障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の整備状況は

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
	4. 地方自治体向けの総額1兆円の「地方創生臨時交付金」の増額分について	①岸田首相は8月15日地方自治体向けの総額1兆円の「地方創生臨時交付金」の増額を指示したが、生活困窮者への支援に重点を置いた活用を
	5. 農家の肥料高騰対策について	①政府の肥料価格高騰対策総額788億円の肥料購入費補助は築上町の農家は活用できるか
	6. インボイス課税者登録について	①課税者登録の対応状況は
宗 晶子	1. 会計年度任用職員について	①築上町会計年度任用職員の報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例施行により、施行以降に増額された報酬・期末手当の額は ②築上町会計年度任用及び勤務条件等に関する規程第3条2項に基づき、任用開始日より3年間を限度とし、雇止めとなる会計年度任用職員数は何名か ③築上町会計年度任用及び勤務条件等に関する規程第3条2項の任用限度期間を3年間で定めた理由は
	2. 八津田小学校建設事業について	①未だ事案の全貌が解る説明・発表がない詳細を文書で町民に発表すべきでは ②今回の不祥事で生じた「逸失利益」的な損失額と追加負担額とその内容は ③報道発表文書に書かれた不適切な事務処理とは 他には不適切な事務処理はないのか ④工事遅延の原因と責任の所在は ⑤再発防止策は、役場内部のみの検討で策定せず、議会・町民・外部有識者など幅広く意見を募って策定すべきだが、第三者委員会に原因究明と再発防止策を諮問しては

質問者	質問事項	質問の要旨
	3. 新庁舎建設事業について	<p>①要求水準書の変更に伴う契約変更について令和4年3月議会の課長答弁は「要求水準書の変更に伴う契約書は交わしている」とのことだが、情報開示請求した資料によると、コロナによる工期延長の契約書に変更された要求水準書が綴じ込まれているだけだが、これは適正な手続きと言えるのか</p> <p>②要求水準書の変更に伴っての契約金額変更が無いことの説明で、当時の担当課長は「要求水準書の変更には減額面と増額面があり、結果として金額は相殺された」と答弁した 変更された要求水準書を見ると、減額要因は読み取れる ところがコロナによる増額を除けば、変更契約書や要求水準書では増額要因は読み取れない 減額要因と相殺された増額要因はどこに書いてあるのか</p>
工藤 久司	1. 築上町の未来について	<p>①人口減少に歯止めがかからないが現状と対策は</p> <p>②町長のマニフェストについて再度問う</p>
	2. 学校教育について	<p>①小中一貫校の進捗状況について</p> <p>②統廃合についての方向性は</p> <p>③独自の教育カリキュラムについて</p> <p>④不登校児・生徒に対するケアと対策</p>
	3. 医療費削減について	①健康寿命を延ばす取り組みと課題
	4. 椎田駅前の開発について	①駅前周辺の町有地の活用について
武道 修司	1. 子育て支援について	①ファミリー・サポート等（病児保育・病後児保育）の子育て支援の進捗状況と今後の方向性について問う
	2. 町所有の施設と土地について	①老朽化した施設や道路等の建設による残地などの管理（利用や売却等）について、どのように考えているのか
	3. 財政状況について	<p>①現在の財政状況と将来の見通しについて、どのように考えているのか（合併特例債・過疎債・再編交付金など）</p> <p>②基地交付金の今後の推移について、どのようになるのか</p>

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

一般質問は、通告制を取っていますので、通告に従って質問をするようにお願いをいたします。執行機関は、責任の持てる的確な答弁をお願いいたします。議員の方は、答弁する人——相手方というか回答する人です——を指名してください。

なお、答弁を行う者は、所属と氏名を告げてから発言をしてください。

議場内のモニターに残り時間が表示されますので、御確認をよろしくお願いいたします。

発言は、9日の続きからの議員といたします。これより、順番に発言を許します。

6番目に、10番、池亀豊議員。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 本日、1番の質問になります。よろしく申し上げます。

初めに、新型コロナ第7波についてということで、この質問の中心は、通告の4番目、5番目に上げているオミクロン株の凄まじいまでの勢い、特に死者の多さ、そして子どもに与える影響です。総務課と町長にお聞きします。

今回、回覧板で配られた椎田小学校の椎田小だより9月1日号に、「今日から二学期が始まりました。職員、教職員一同、新型コロナウイルス感染防止のための対策を講じながら学校行事等を進めてまいりたいと考えております」と書かれていました。

教職員の皆さんは、本当に日々大変な思いで仕事をされているのではないかと思います。小さな子どもたちも多くいる学校で感染を防ぐこと、そして保育園のような、そもそも遊びや食事、排泄など多くの場面で子ども同士、子どもと大人が密に接する必要がある場所では、より一層の困難があると思います。

今、私たち大人一人一人が子どもたちに感染を広げないよう、一人でも陽性者を減らす努力をすることが必要だし、求められているのではないのでしょうか。

築上町では、7月後半より急激に感染者数が増加し、8月に入ると一日に50名を超える日もあり、今年に入っての感染者は2,000人を大きく超えました。内閣官房が福岡県をBA.5対策強化地域に位置づけた際の築上町の感染防止の取組について聞きます。

例えば、台風11号の接近に伴い設置された災害警戒本部のようなものです。重ねて、福岡県が7月6日にコロナ警報、7月22日にコロナ特別警報を発動した際の取組についてもお尋ねし

ます。総務課長、お願いします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、医療への負担が増大していることから、8月2日に福岡県は感染力の強い変異株でありますBA.5の対策の強化地域に指定をされました。福岡県においては、40歳未満の症状がある方への検査キットの無料配布や8月の休日などの医療体制の協力金などを給付するなど、医療提供体制や検査体制の強化に向けた対策を実施をしております。

町においては、このような県の施策の周知や、60歳以上の方の4回目のワクチンの接種促進などを実証しております。

また、町長、副町長、教育長、全課長が出席する町議におきまして、町の対応を協議しまして、県の特別警報の徹底、イベント、行事などは距離を取れるものは実施するが、人が密着する恐れのあるものは中止、そのほか、高齢者等重症化する恐れのある方の不要不急の外出の自粛を要請すると取り決めました。

また、台風11号の接近におきましては、避難所の開設を行い、コロナ感染者が避難所に避難される場合の対策について対策を打っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今、私が中心的に申し上げたのは、感染予防の徹底を町民の皆さんにどう呼びかけていくかということを中心に質問いたしました。

前回、6月議会でも私はコロナの後遺症の問題を取り上げ、感染予防の徹底をこれまで以上に呼びかけていただくようお願いいたしました。記憶はあると思うんですが、切実な課題として私はお願いしたんですが、それ以後、オミクロン株に対するこれまで以上の呼びかけはしていただけたでしょうか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。池亀議員の質問、これは③でいいですか。②を飛ばして。②はもういい。

○議員（10番 池亀 豊君） ③。

○総務課長（椎野 満博君） ③でいいですね。6月議会の感染予防の徹底をこれまで以上に呼びかけたかということでございます。こちらにつきましては、防災無線やホームページ等で呼びかけをしております。

福岡県のコロナ特別警報の発令や町の感染者増につきまして、無線放送等で呼びかけを行っております。町民の皆様には、外出する際のマスクの着用や手指の消毒など基本的な感染予防対策

を徹底し、自身や大切な人を守るための対策をお願いするよう呼びかけを行っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今、呼びかけを行っているという御答弁でしたけど、私にはそのように感じられませんでした。特に、一昨年の初期の段階のほうが、もっと町民の皆さんに対する呼びかけというのが的確に行われていたと私は感じています。その点は申し上げて、次のオミクロン株の10歳未満の死亡者の例について質問します。

これは、町長に質問します。

第7波では、70歳以上の致死率は上昇し、深刻な医療崩壊が起こり、重症化リスクの高い高齢者が必要な医療を受けられず命を落としています。また、オミクロン株では、デルタ株までなかった10歳未満の死亡例が、2月から8月までに17名になり、10歳以上の子どもを含めるともっと大きな数になると思われます。70歳以上の高齢者の致死率を高めるオミクロンウイルスが無症状の子どもたちに何の影響も与えないとは私には考えられません。町長もそのように考えませんか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） オミクロン株が出現して、非常に子どもさんの発症も多くなってきたということで、これに対して何らか手だてはないかという形でございますけれども、もうほとんど今までの呼びかけを励行してもらえないです。国としても、もうとにかくやっぱり、さっき課長が言ったように、いろいろな予防策をするしかないという形。幸いにも、死亡者は本町ではまだ出現していないということで、これは幸いに思ったところでございますけれども。

そしてまた、とにかく、少しちょっと全般的に、基本的には、コロナ感染者に慣れてきたというのが一つあるんで、もうちょっと気を引き締めて感染予防という形を取るべきだろうと私は考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今、町長の言われた、ちょっと慣れてきているという、本当にそう思うんです。私たち、やっぱり真摯に少しでも、一人でも感染者を減らすように大人がすることが大事だと。それから今、町長、築上町は死亡例がないとおっしゃったんですが、それは発表されているんですか、ないと。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 発表はないけど、県からの報告がないんで、私は、ないという形で信じているところでございます。



○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 総務課長、それでいいんですか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。死亡者につきましては、築上町の方がオミクロンでかかったかどうかについては、県からは、基本的には築上町で亡くなったという報告はしないということになっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今、総務課長が言ったように、報告はしないということで、ないということではないですね。

次に、世界保健機関（WHO）の7月25日から31日の1週間の集計で、日本の新規感染者数は137万9,099人となり、2週連続で世界最多となりました。直近4週間の死者も、8月27日にそれまで2位のブラジルを抜き、アメリカに次いで世界第2位に、9月3日には、人口で日本の2.6倍のアメリカの半数を超えました。8月23日には、一日当たり過去最多の343人の死者が確認され、8月、1か月間の死者数は、第6波で最高だった2月の1.5倍に上ります。

コロナとの関係は分かりませんが、私が新聞配達をしている午前2時半頃、役場の前を通ると、ここ半月ぐらい毎日のようにやすぎの電気がついています。これは、第6波の春にも1か月半ぐらい続きました。私は15年間、役場の前を朝通っていますが、12月、1月、2月以外にやすぎの電気がこんなにつくことはなかったんです。大変な事態に今なっているのではと危惧します。

オミクロン株では、多くの方が、特に若い方は無症状ですので、抗ウイルス薬の投与にたどり着いていません。全国知事会が言っているように、治療を必要とする全ての人が速やかに受診できる体制をつくるべきですが、国が成り行き任せの姿勢を続けている今、町でできることは町民の皆さんへの感染予防の徹底の呼びかけが、先ほど町長がおっしゃったように重要だと思います。ぜひ、今度こそ呼びかけを強め、子どもたち、そして高齢者の皆さんを守るための取組を強くお願いしたいと思います。総務課長の答弁を聞いて、この質問を終わります。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。池亀議員が言われたとおり、感染はまだまだかなり数が多いようでございます。町民への呼びかけにつきまして、さらなる呼びかけをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） ぜひよろしくをお願いします。

次に、新校舎建設事業についてということですが、この質問は、趣旨は、県の対応についての疑問、そして町長が金曜に述べられた人件費の問題への質問が中心です。答弁は、町長にお願いいたします。

初めに、第3回臨時会の前日に開かれた議会運営委員会で、私は、議案第67号の理由に書かれている不適切な事務処理について本会議での説明を求め、町長は、「詳細は明日、全て皆さんに説明させていただきます」と答えられました。当日私は、説明の中で“何億円”という言葉が何回も出てきていましたが、補助金申請を怠った約5,100万円についての説明をされていると思って聞いていましたので、交付金1億9,900万円の減額について把握できないまま、本会議での採決に賛成しました。説明は丁寧なされた町長は考えますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 説明は、私は行ったというふうに考えております。

基本的には、事務ミスということで、2つの国庫負担金と交付金があったのを、それを1つ、負担金のほうを逸失しておったということで。そして、国の決定についても、限度額を決定したのであって、それ以下の金額だということ。これは、私が県のほうに行って初めて分かったこととございますけれど、県からの説明では、そういう限度額の交付決定をしたということで、それ以下の金額で、あと実績でちゃんと払いますのでということで払われた中で5,100万円がなかったということで、負担金を全く交付申請していなかったということとございますので、そういうふうに私も説明したと思っておりますけれど、御理解していただければ、それでお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 町長はそう言われるでしょうけど、この次に挙げている対象面積の問題ですが、書いているから分かりますよね。今の町長の答弁とはかみ合わない質問になるんですけど、今から通告に従って行います。

この八津田小学校建設事業は、今議会に上程されている認定第1号の附属資料によると、予算額8億760万6,000円で、充当財源予定額は、国庫支出金7億419万2,000円、地方債9,130万円、その他792万円、一般財源419万4,000円となっています。

毎日新聞の記事によると、今年3月に県の担当者から交付金申請の不備を指摘されたとあり、この不備について学校教育課にお聞きすると、対象面積に誤りがあり、交付金1億9,900万円の減額となった。その際、県から約5,100万円の補助金について指摘を受けたというような、口頭で聞きましたので内容は正確でないかもしれませんが、そういう説明を受けました。その後、ほかの方から交付決定があったときに何で分からなかったんやろうという話を聞きました

ので、私はそのこともお聞きしました。そうすると、満額の交付決定があったということでした。今、限度額と町長はおっしゃいますが、満額の交付決定があったというお返事でした。

満額の交付決定があったのに、県の担当者が今になって対象面積が誤っていると指摘することは、私は重大なミスではないかと思えます。私には、自分のミスを覆い隠すために、この5,100万円の補助金を今年の3月の今になって言い出したのではないかとさえ思えます。

先ほどの答弁と同じかもしれませんが、結局、あんたがそう思うだけだというような答弁だと思えますけど、この件の対応について町長はどのように考えていますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 具体的な数値あたりは、担当課長のほうから、学校教育課のほうから話をさせていただきますが、この数値、この補助制度というのが本当は一本であってほしかったなというのが私の気持ちでございますし、一応建て替えという形で、耐震が弱いということで、現状規模の面積だけがその交付金で来ると。後のグレードアップ分は、負担金で国が支出すると。そういうのを担当者が理解しておればよかったのですが、それをしないで一本で何か申請したというふうに私は報告を受けておるところでございます。そういう形の中で面積が少なく、超過分はもらえなかったという状況になっておるといふふうに私は感じておる。

だから、こういうことのないように、今後はやっぱりちゃんと補助要綱の内容を把握しながら補助金申請を行っていくということをそれぞれ各職員には伝達していっておるところでございます。そういうことで、後は具体的な管理、形については学校教育課長のほうから答えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 本日は、担当課長の説明は結構です。今、町長が述べられたことを述べられるだけだと思いますので。

私が言ったのは、今、町長が言われた面積の関係です。それが、今年の3月になって、もう言っていること分かるでしょう、3月になって言い出すと。おかしいんじゃないかというのが、私の疑問です。

それから、次に通告に挙げている、行政のシステムが正常に機能していないのではないかとこの点について、県の対応について私は疑義がありますので、そのことについてお聞きしたいと思います。

以前、町長は答弁で、「これはもう椎田町のときでございますけれども、農業公園用地で買ってあった土地を福祉用地にしてしまったということで、これで県のほうがおかんむりになって」というお話をされました。椎田町のときのお話なので、私が大阪に住んでいた頃の話だと思うん

ですが、農業公園用地で買ってあった土地を福祉用地にしたということで、県はこのことが不適切であれば適正な手続を取って町を指導する、あるいは適正に処理するべきであったのではないのでしょうか。それをおかんむりになったということは、そういう適正な処理を県は行わなかったのではないかという疑念が私は感じます。

そもそも、県と管内市区町村との行政の執行がおかんむりになって行われるということ自体、あってはならないことだと思います。行政のシステムが正常に機能していないのではないかという疑問に、町長はどうお答えになりますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 当時の農業公園の問題はちょっとさておいて、今回の問題について私は見解を出しますと、基本的には申請は町がいたします。そして、その申請に基づいて県は副申で国のほうに交付金、負担金の申請をするわけでございますけど。その時点で、町のほうが一括した形で申請しておったという状況があって、そのときに本当は指摘があればよかったかなというふうには私は思っております。国県から、何でその超えた分を負担金で請求しないかという指導があってもよかったんではないかなと思いますけど、町のほうは負担金の分はゼロということで交付申請したということで、その親切さがなかったかなというような思いは私はしておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 私もそのように思います。今の質問は答弁頂けなかったんですが、私は県の対応について疑義を持っておりますので、もう一つ意見を述べさせていただきたいと思っております。

このときの町長の答弁で、「県に相談したら、目的外の一応転用になるから一時転用を出しちよってくれと言われた」と。この一時転用については、長年役所に勤められてこられた築上町の町民の方が言われていたんですが、「何で農地転用の申請をしたんかなあ。そんな必要はないと思うけど」と話されておりました。

町長は、この説明を「担当課のほうを受けて、一時転用の手続をしていった」と答弁されておられますが、今年の3月議会で町長は、「県も私は間違いと思います。一時転用しなさいという形が」と言われています。もし、町長の言っていることがそうであるならば、間違ったことをしている県に対して町として物を言っていくべきだと思います。そうでなければ、県から言われた築上町の職員はおかしいと思っても言われたとおりにするしかありません。

先日の毎日新聞に、「経済産業省の職員が土産品購入のために弁当購入部隊とサラダ購入部隊の二手に分かれて対応」という記事が載っていました。このような国の職員にしてもそうですが、

上ばかり見て、本来やるべき仕事ができなくなっているのではないのでしょうか。町長には、職員が町民のために力を発揮できる職場の環境づくりが求められるのではありませんか。

これは質問ですけど、また今と同じ答弁ですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） おっしゃるのは、よく分かります。私は職員に、住民サービスの向上とか、住民に対してのいろんな施策をするのが職員でございますし、これも法に基づいた形でちゃんと仕事をやるという形を職員がこなしていただければ、これで申し分ないんですけど、なかなか。

それで私も、基本的には全てが目が届くわけではございませんし、そこまでという形で、そのためにはいろいろ職員が私の仕事を補佐するという形、全て役場の仕事は私の責任でございますんで、その責任は感じておるところでございますし、この仕事の損失による逸失等々が出れば、それを挽回する方法を考えるしかないとこのように考えておりますし、それが住民サービスの向上だとこのように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 職員が、今言いましたように、町民のために力が発揮できる職場づくりをつくっていただくことを強く要望しまして、次の公務員の数についての質問に移ります。

今議会初日の監査報告で監査委員さんは、今回の小学校の問題で組織体制の強化と職場の環境づくりを強調しました。金曜日の北代議員の質問でもこの問題が指摘されたと思います。町長は、人件費のことを理由に監査委員の意見や北代議員の丁寧な提案を受け入れる姿勢を示しませんでした。

OECD2019より作成した雇用者全体に占める公務員数は、日本は加盟国最低であり、ノルウェー30.8%の5分の1しかおらず、加盟国平均が17.8%ですから、日本の5.9%は平均の30%しかいないのです。

また、総務省が資料から作成した地方公共団体の総職員数の推移でも、1994年に328万人だった職員数が、2019年には274万人と、50万人以上減らされています。

自治労は、30、31日に定期大会を開き、「新自由主義で人員削減が進められたが、コロナ禍で脆弱性が明らかになった。継続的に公共サービスを提供できる体制を確保する必要性がある」などの討論が行われ、会計年度任用職員の処遇改善、公共サービスの維持、発展への取組が呼びかけられました。この自治労は、昔町長が加盟されていた組合だと思んですけど。

また、自治労連のほうも、コロナ感染防止対策と地方財政の強化、災害・防災体制の強化など

の要請を全国知事会、全国市長会、全国町村会へ行い、全国市長会、町村会からは、「要請の趣旨は私たちも全く同じ思い」と発言。各団体の担当者は、「集中改革プランや定員管理、市町村合併によるスリム化は限界」など地方の深刻な実態を語りました。町長は、この全国町村会とともに国に対して地方自治体の人件費の問題など、職員が町民のために働ける環境づくりのために御一緒に要望、改善していく努力をするべきではありませんか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、職員は多いほうがいいと私も思っておりますけれど、何せ財政力指数が三割自治ということで、本町では財政力指数が0.315とか、多いときでも0.32ぐらいしかいっていない状況でございます。

そういう形の中で、本町は税ではなくて交付税、3分の2以上が交付税というようなことで地方交付税に頼っておる。国からの税源補填をしていただいておりますのは本町の実情でございます。そうする形になれば、人員管理が、財政力指数1.0以上であれば思いどおりのことができるんですけども、何せ三割自治であれば、国の基準、そして定員についても類似団体、それから国県の指導もございます。飛び抜けたラスパイレス指数が高ければ下げざるを得ないとか、それとか、経常収支比率が多くなれば、何とか人件費までメスを振らなければならないと、そういうふうな形になってくるんで、財政運営が非常に難しい状況ではあるわけです。

だから、基本的には、標準的な業務しか行っていけないという形になっているところでございます。

そういう形の中で、基本的には合併前、築城町と椎田町の職員を合わせて250人をたしか超えておったと思っておりますけれど、合併によるメリットを200人体制にするということで、今200人体制という形で、若干今、超えた、減っておったときは190人以内もあつたんですけど、若干そういう形で、今は200人をちょっと超えているんじゃないかなと思っております。

そして後、再任用の職員、そして会計年度職員ということで、相当数の職員を持っておりますけれど、非常にやっぱり職務の多様化という形の中で人員が要る要素も非常に出てきておるということで、なかなかおっしゃるような形で人員増等はできないと。

そして、町長、私から国に要望しろということでございますけれども、これは郡の町村会、今、上毛のほうで郡の町村会の会長をしておりますので、そこからこういううちの提言があつたということで議題にはしてもらって、そしてもし関係の国会議員の皆さんが、池亀さん所属の党の方もおりますし、そういうところから一応国会で問題提起していただければありがたいかなと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 少しでも前向きな答弁が頂けたかなと思うんですが。

本当に、今の状態では、地方自治体は疲弊していくばかりだと私は思います。

こないだの台風の時でも、風水害の時でも、今、世界中が異常気象で大変な状況になっています。テレビのニュースなんかで、家の中に泥が入ってきて本当に途方に暮れている方たちがテレビに映っていました。

我が町は、そういう事態があまりないほうですのでいいんですが、ああいうところの自治体の職員さんたちはどんな思いをされているのだろうと、ものすごく思います。やっぱり地方団体、全国知事会、市長会、町村会などの地方団体が言われているように、やっぱり国民を守る、町民を守るために自治体職員が本当に働ける環境をつくっていくために、私たちも頑張りたいと思いますし、町長も今言われたように、町村会とともに国に要望を上げていていただきたいと思います。

次に、障がい者の情報格差について質問します。

日常生活や災害時に障がい者が十分な情報を得られるよう支援する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立しました。災害時には、避難情報が分からないと命に関わることもあり、国や地方自治体に具体的な施策の作成を促しています。

毎日新聞の社説では、「当事者の声に耳を傾けることが欠かせない障がいのある人にとっての暮らしやすさは、あらゆる人の生きやすさにつながる」と主張しています。築上町での具体的な施策の作成状況は進んでいますか。ちょっと何課か分からないんですけど。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。保険福祉課所管の内容について御回答させていただきます。

御質問頂きました障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、いわゆる「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」につきましては、令和4年5月25日に施行されております。

本法律では、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としております。

法にある代表的な施策といたしましては、障がい者による情報の取得に資する機器の開発、取得への助成や、先ほど議員さんがおっしゃられました、緊急時における情報取得のための体制整備、機器の設置の推進などが記載されております。

本町におきましては、日常生活用具給付事業といたしまして、情報意思疎通支援用具の給付や、防災無線のほうです、聴覚障がい者のための点字ディスプレイのほうの提供などを行っている

ころでございます。

保険福祉課からは以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） この法律は、超党派の議員が法案をまとめたもので、法案の策定過程で全日本難聴者・中途失聴者団体連合会などから多くの要望が出されていきました。ただ、超党派の議員の立法ですので、財政的な国の支援など法律に魂がまだ入っていません。国が積極的にこの法律を推進していくようなことは、これからのことにかかってくると思います。

私たちもこの当該団体の皆さんとも力を合わせ、この法案が本当に有効に使われるように頑張っていきたいと思ひますし、町も国に要望を上げていっていただき、障がい者の皆さんの命を守るための施策に全力を尽くしていただきたいということを申しまして、この質問を終わります。

次に、地方自治体向けの総額1兆円の地方創成臨時交付金の増額分について質問します。

岸田首相は、8月15日に官邸で開いた物価賃金生活総合対策本部で、地方自治体向けの総額1兆円の地方創成臨時交付金の増額を指示したとの報道がありました。今回、9日に開いた同本部では、住民税非課税の低所得世帯に1世帯当たり5万円を給付することを正式決定、地方創成臨時交付金は6,000億円規模になりました。この地方創成臨時交付金、ぜひ町民の皆さんのために有効に使っていただきたいと思ひます。

今9月議会では、苅田町が、物価高騰などの影響を受ける家庭や企業の負担を軽減するため、水道料金の軽減を発表しています。6月議会でも福岡市、那珂川市、宗像市、宇美町、志免町、岡垣町、鞍手町、桂川町などが、上下水道料金減免を行いました。築上町でも、この地方創成臨時交付金、今後の施策にもし可能であれば考慮の対象に入れていただきたいと思ひます。担当課、お考えいただけるでしょうか。

○議長（武道 修司君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。今、池亀議員さんがおっしゃられたように、岸田総理のほうは8月の15日に増額するというコメントにつきましては報道されております。

また先週、中で、具体的な金額、6,000億円を追加というよりは、8月の15日のときは1兆円の地方創生臨時交付金を増額するということだったんですけども、先週のコメントでは、地方への交付金を創設という形になりますので、多分また新たな要綱等が定められて交付されるのではなかろうかなというふうになんか感じております。

ただ、その内容につきましては、国や県のほうから一切情報がございませんので、またそういう説明会や情報提供がありましたら、事業の内容等につきましては、各課のほうから事業要望を取りまして、関係課会議を開きまして実施する事業を決定して補正予算等に計上する予定にして



おります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今のは私の要望を述べただけですので、あくまでも、今、課長さんがおっしゃったような、そういう内容に沿って、町民の皆さんの役に立つ有効な施策を考えてほしいということです。

それで今、課長さんのお考えに私も賛成です。その中に、このいろんな町がしている上下水道料金の減免というのを、もし入れていただければということをお願いしまして、この質問を終わります。

次に、農家の肥料高騰対策について。

政府は7月29日、肥料価格高騰対策として、2年間で化学肥料の使用料の1割低減に取り組む農家を対象に、価格上昇分の7割を補助するとする総額788億円の農家への肥料購入費補助を決定しました。

私たちの要求で、当面、化学肥料の2割低減だったものを1割へ緩和され、既に実施の低減の取組を判定要件とするなど、要求が一定反映されたものになってはいますが、生産者の所得を維持向上させる効果があるのかという質問に、政府は、影響を緩和するとしか答えない不十分なものです。

また、日本農業新聞などに載っている産地や低減の取組メニューの例を見ても、難しい数字やメニューが並べられていて、私の頭では築上町の農家が使える制度なのかがよく理解できません。産業課だと思いますけど、ぜひ町として、町の基幹産業である農業者を守るために農協等とも連携して活用ができるような施策を考えてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。今、池亀議員が言われたとおり、今回の燃料高騰に伴う肥料です。こちらのほうは、まさにその内容で、本町のほうにも情報としては来ております。ただし、今回築上町としても取組はしたいと考えております。

ただ、事務的なことを、どこがどういった形で事務を受け付けて、どこでというところまではまだ来ておりませんので、今後県から、また事務の取組等については詳細が来ると思います。

繰り返しになりますけど、本町については、この影響を受けている方は多々、多く想定されていますので、少しでも農家負担の軽減につながればと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 私、本当に全然分からなくて、読んで、ぜひ役場の職員の皆

さんは、長年の培った経験があると思いますので、利用できる協力、農家の皆さんに協力をしていただいて、少しでも築上町の農家が頑張っていけるような体制をつくっていただきたいと思います。ぜひ、よろしくお願いします。

次に、最後の、インボイス課税者登録について質問します。

令和4年6月20日付で総務省から各都道府県宛てに消費税の適格請求書保存方式への対応について、管内市区町村に対し、周知と助言を依頼する文書が出されました。内容は、これまで消費税の申告義務のなかった一般会計、一般会計で処理している公の施設の使用料や庁舎、封筒等への広告掲載料などと、現時点で課税事業者である特別会計、免税事業者である特別会計、これをいずれも原則としてインボイス制度に対応する必要があるとされています。課税者登録の対応状況は、どうなっていますか。また、対応したシステムへの改修状況はどうですか。

○議長（**武道 修司君**） 石井会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（**石井 紫君**） 会計課の石井でございます。ただいまの池亀議員の御質問でございますが、築上町では、一般会計と登録が必要な会計が合わせて4会計ございます。今日現在の登録状況は、登録完了が1会計、申請中が1会計、残りの2会計につきましても、今後速やかに登録の申請を行ってまいります。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） 各都道府県総務部長（税務主管課、市区町村担当課（税務担当））殿って書いてあった文書を読んだんですけど、何のことなのかほとんど分かりませんでした。本当に、これから、いろんな仕事が増えてくるんじゃないかと思いますが、私どもは、このインボイス制度に対して住民や課税者を苦しめるものだというので反対していますが、今回、役場もそういうふうになるというのが初めて知らされて、驚いています。

上下水道課長さん、ちょっとお聞きします。

上下水道事業などで修繕工事などを依頼している事業者さんがインボイスを発行できない場合、そういう場合があるかどうかちょっと私には分からないんですけど、の対応なども考えておられるかどうか。これを少しだけお聞きしたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（**福田 記久君**） 上下水道課の福田です。現在の上下水道に関しては、消費税の登録をしております。そして、上水道については、インボイスの登録は現在終わっております。下水道については、今申請中なので、もうすぐ登録ができると思います。

なお、他の事業者に関しては、個人個人、その事業者がインボイスの登録をしていかないと、後、消費税に関する申告等に影響が出てくると思いますので、その辺に関しては、各事業者のほ

うから登録をするような形になっていると思いますので、速やかに行うような形で税務署のほうとかが広報等で事業者のほうに紹介をしていると思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今、上下水道課長さんがおっしゃいましたように、小規模な事業者さんもインボイスの登録をして課税業者になることが義務づけられるということです。

このような、ただでさえ疲弊している、先ほど答弁いただきました自治体職員に新たな仕事を無尽蔵に増やし続け、今、課長さんが述べられたような地方の小規模な事業者さん、地方経済に打撃を与えるこのインボイス制度は、導入を中止すべきだということを申し上げて、私の本日の質問を終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） ここで一旦休憩といたします。再開は11時5分からといたします。お疲れさまでした。

午前10時52分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。

次に、7番目に、4番、宗晶子議員。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 4番、宗晶子でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

まず一番最初に、会計年度任用職員についてということで質問に挙げさせていただきました。

まず、質問の前提といたしまして、会計年度任用職員の問題点が、この間の5月29日、BS-TBSの「噂の！東京マガジン 非正規公務員残酷物語」で第1弾、第2弾と紹介されました。その中で、ほぼ多くの自治体が、会計年度任用職員に期末手当を支給する代わりに月給を下げていた自治体があるとの報道が話題になりました。本町はそんなことはないと思うんですけども、確認のために1番に通告させていただきました。

築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行により、施行以降に増額された報酬と期末手当額を御答弁お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。会計年度職員の報酬、期末手当でござ

いますが、報酬につきましては、質問のような減額ということではなく、従前どおりの金額で、人にもよりますけれども、そちらのほうは減額はないと捉えております。

また、期末手当につきましては、条例どおりに、令和3年度については6月分が1.75か月、12月につきましても、同額の1.27か月を支給しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 本町は、報酬額は減らずにトータルの受領額が増額したということで本当によかったと思います。安心していただいております。

では、会計年度任用職員の任用期間について問います。

今年度は、地方自治体で直接任用されている非正規公務員の多くに係る会計年度任用職員制度が始まってから3年目の年度です。築上町の会計年度任用及び勤務条件に関する規程の第3条2項人事評価結果による選考（3）というものがございます。「所属長は、任用希望者を前年度以降に任用した職及び職務内容が同一の職に任用する場合には、前2号の方法によらずに、人事評価結果により選考を行うことができる。ただし、任用を開始した日から3年間を限度とする」と規定されておりますので、このまま行くと、今年度末には築上町役場で働いている方が、一旦雇い止めとなり、継続を希望する方は、再度の公募に応じなければならないという大量の雇い止め、そして公募が実施される見込みです。

そこで、2つ目の質問です。

築上町会計年度任用及び勤務条件に関する規程第3条2項に基づき、任用開始日より3年間を限度とし、雇い止めとなる会計年度任用職員の職員数は何名なのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。雇い止めということではございませんけれども、再度の任用の上限年数を迎える会計年度職員ということで人数をお答えさせていただきますと、今年度で3年目を迎える再度の会計年度職員につきましては、人数は74人となっております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） では、74人の職員さんが、再度の任用というのではなく、公募に応じなければならないということですね。雇い止めではなく、公募に参加するということですね。

この職は、その74名の職員さんは、会計年度任用職員の規程、「人事評価による選考は、所属長は任用希望者を前年度以降に任用した職及び同一の職に任用する場合において、前2号の方

法によらずに人事評価結果により選考を行うことができる。ただし、任意を開始した日から3年を限度とする」と先ほども申し上げましたが、条文を読み上げました、とありますが、これは法律上の決まりではないんです。そのため、自治体によっても違いがあり、4回、つまり5年まで更新が可能という自治体や更新に限度を設けていない自治体もあるんです。

では、なぜ築上町は任用を開始した日から3年を限度とすると定めたのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 椎野総務課長。

○総務課長（**椎野 満博君**） 総務課、椎野でございます。築上町の再任用制度につきましては、御質問のとおり、3年間を限度としています。その理由につきましては、雇用の公平性を保つため、公募により均等な雇用機会の付与を行うことにございます。

3年とした理由でございますが、国の期間業務職員においても、平等取扱の原則及び成績主義を踏まえ、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは原則2回、つまりは3年間ということになっております、を参考にさせていただいて設定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 今、課長が説明くださいましたこのマニュアルです。私も手元に持っております。これの63ページに課長が言ってくださったことが書いてあります。ただ、これは自治体によって適切に対応されたいと書いてあるだけで、こうしなければならないというものではないんです。

確かに、課長がおっしゃるように、雇用の公平、機会付与という点も大変大事な点だと思います。しかしながら、会計年度任用職員が現職として働いている人も含めて一律に公募にかけることは、働き手にとっても公共サービスを行う役場にとってもマイナスになると思います。

また、現職を含めた公募は、当事者に与える精神的抑圧が大きく、更新の可否をちらつかせたハラスメントなどにもつながりやすく、公平さとはかけ離れた制度です。

重ねて問いたいと思います。任用手続の事務軽減、会計年度任用職員の雇用不安解消のために、この今ある規程、第3条2項の任用期間、任用限度期間の任用限度3年を見直すために協議を行っていただきたいと考えますが、この答弁は町長にお願いするべきでしょうか。町長、お願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 今、築上町は一応、任用規程を定めておりますので、できれば今のままで行きたいと、このように考えております。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 私の質問の趣旨を理解くださいます、ありがとうございます。

この質問の結びとしましては、非正規職員の多くがこの役場で働いておまして、専門職の方も多くなっております。ですので、今働いていらっしゃる会計年度任用職員さんのお声をきちんと聞いた上で、規程でございますので、町長の決裁で変更することができると思います。ぜひとも、雇い止め、公募には、町にも多くの負担が生じると思いますので、事務負担の軽減も考慮し、働く当事者のお声を聞いた上で協議を行っていただくことを求めて、この質問は終わります。

それでは次に、八津田小学校建設事業について通告させていただきました。

通告の1番に、未だ事案の全貌が分かる説明、発表がない。詳細を文書で町民に発表すべきではと通告いたしました。最初に、事実の確認をさせていただきたいと思います。

こちらは、7月19日に町と町教育委員会の連名で発表がございました。発表文書によりますと、起こったことは3つです。こちらが発表文書で、ホームページに上げられているものになります。

1番目が、国が負担してくれる負担金の申請を忘れたため、負担金約5,000万円が国から交付されなかった。2つ目が、八津田小学校の附帯工事で、工期内に工事が完了しなかった工事がある。ここに書いてあります。そして3つ目、その工事未完了分も含めて国に補助金実績報告書を提出した。

正直、この発表資料と臨時議会や全員協議会の説明だけでは、一体何が起こったのか、その全貌が分かりませんでした。そこで、議会開会前に情報開示請求を、そして、議会開会後は資料要求をさせていただきました。対応いただきました職員の皆様、資料作成本当にありがとうございます。この場で改めてお礼を申し上げます。

では、開示された資料を見て感じたことを率直に申し上げます。町の発表資料、こちらです。そして、議会での説明は起こったことの半分も説明できていない。全てを明らかにしていないという印象を持ちました。町から頂いた資料により、私から、何が起きたのかを説明させていただきます。

まず、町から頂いた資料です。このようにファイルさせていただきました。本当にありがとうございます。工期内に完了しなかった工事は、3つございました。資料によると、溝江建設が請け負った校舎建設工事、そして2つ目が、町内の業者が請け負った外構工事、3つ目に、信号移設工事と文書で回答してくださいました。つまり、溝江建設が約10億円で請け負った校舎本体建設工事は、工期内に終わっていなかったということです。しかし、発表資料には、附帯工事が完了しなかったと明記しています。完了しなかった工事は、附帯工事ではなく、本体工事ですね。

次にもう一つ、この発表資料では、こちらです。防衛省等に工事未完了分も含めて補助金実績

報告書を提出したと書いてあります。7月20日の臨時議会の議会全員協議会での説明は、「防衛省補助事業の附帯工事が、工期の3月中に終わらなかった。完了が4月にずれ込んだけど、3月31日に完成したことにして、4月8日に不適切な内容の実績報告書を防衛省に提出した」との説明でした。

しかし実際は、校舎の本体工事も本来の契約の工期の1月31日に終わっていなかったということです。こちらは、防衛省の補助だけでなく、文科省の交付金ももらっています。臨時議会の説明では、校舎の本体工事の実績報告書も不適切だったことは、明確には説明されなかったように思います。発表資料にも、防衛省としか書いていません。文科省のことは、「負担金の申請を怠った」としか書いていない。私は、きちんと事実を発表資料に書いてほしいと思います。

これまでの私の説明で、事実誤認などがございましたら、担当課長、御指摘お願いしたいんですが、いかがでしょうか。ございますか。

○議長（**武道 修司君**） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（**鍛冶 孝広君**） 学校教育課、鍛冶でございます。八津田小学校建設工事の関連工事で工事が遅延した工事は、議員御指摘のとおりです。3つの工事でございます。

八津田小学校の校舎本体工事の附帯工事、これも遅延をしていたということについては、7月19日の全員協議会の中で私のほうから説明をさせていただいたつもりでございます。ただ、説明が十分でなかったのかなというところで反省はしております。

懲戒処分についてということの発表資料でございますが、八津田小学校の附帯工事ということで、恐らくその3つの工事が遅延した工事を附帯工事ということで、まとめて表現をしているのではないかなというふうに思います。

それから、当然、校舎本体工事については、文科省の交付金が交付をされておりますので、防衛省等ということで、防衛省と文科省という意味合いで、“等”ということで記載をしているというふうに思います。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） では、附帯工事も終わらなかったから、1つ終わらなかった工事が増えたということですね。本体工事も終わっていなかったということですね。正直に御答弁くださいまして、ありがとうございます。

ここで、副町長にお尋ねしたいんですけど、副町長、実務を担っていらっしゃると思いますので、工期内に工事が完了していないけど、虚偽の内容で補助金実績報告書が出されていることを知ったのは、いつなんでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 副町長、手を挙げて。八野副町長。ボタンは押さんでいいです。

○副町長（八野 紘海君） この、いつなんでしょうかとというのは、担当課から報告があった時点で知ったということです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 報告があったのは、いつ頃なんですか。何月頃とかで構い……。1月、2月、3月ぐらいでしょうから。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） それは、4月の中旬か、入ってからの話です。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 4月中旬ですね、ありがとうございます。

ではここで、2点質問したいと思います。

町長に伺いたいんですが、1点目は、補助金実績報告書に虚偽の内容が含まれていることを何月何日に防衛局に報告したのか。そしてもう1点、文科省に校舎本体工事が終わっていないことを何月何日に報告したのか御説明を、何月何日か、中旬頃とかでも構いませんので、御答弁をお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） はっきり覚えてないんですけど、4月になってから、全ての事業が完了してから報告したと思います。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 防衛省と文科省、それぞれに2つとも4月ということによろしいですか。4月に入ってからということ。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 文科省は3月の終わりぐらいじゃなかったかな。私もそれで、一応補助金が少ないじゃないかと県のほうにちょっと談判に行ったことがあります。何とかならんのかということで行ったことはございますけれど、さっき言ったように、池亀議員の質問のとおり、県としてはもうどうしようもならないよという話を聞いた次第でございますので、そういうことでございます。

○議長（武道 修司君） 日にちは分かる。鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。ちょっと町長の答弁について訂正をさせていただきます。

3月、4月の時点では、まだ実績報告の件については、まだ県あるいは防衛省に報告をしてご



ございませんでした。実際、防衛省と県のほうに実績報告の件について報告したのが、臨時議会が終わりました約1週間後の7月27日に、それぞれ防衛省、九州防衛局と県の担当課のほうに赴いて報告をしたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。実際、町長の御答弁が、前回の臨時議会の御答弁と違うので、補足いただきありがとうございます。

やっぱり、虚偽報告を知ったらすぐ報告するべきだと思うんですが、あまりにも7月末というのは遅いんじゃないかと思います。

町長にお尋ねします。今からでも遅くありません。先ほど私が、発表資料とはちょっと違うんじゃないかということ、これだけじゃないんじゃないかということ申し上げましたが、このことをきちんと町民の皆さんに文書で発表していただきたいと思いますが、町長、そのおつもりはございますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、住民の皆さんに報告は、処分をしたというのは当然報告をしなければいけないということ、これは懲戒処分の規程にあります。公表するというところでございますが、この事件の全てを裁判所みたいな形で全部公表するというわけには、概要だけは、これはもう公表しておりますし、多くの皆さんが、補助金をもらい損なったと、交付金、負担金ですか、これをもらい損なった。そのために処分をされた。

それと、もう一つは、工期、契約延長しなかったということもございます。それから、工期を契約どおりしていないで、少し黙認したという形でございます。そういう形で職員の処分、それから、我々の、いわゆる責任の給与減額のこと。それから、業者の処分は公表はしておりませんが、業者の処分もやっておりますし、そういう形で、これは、もう概要は皆さん分かっておると。詳細というか、全てするんじゃないなくて、概要だけ報告すれば、私はそれで十分だと考えておるところでございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 満足な答弁ではございませんが、次の質問に行きます。

今回の不祥事で生じた逸失利益的な損失額と追加負担額の内容は、についてですが、こちらも工藤議員が議案質疑で聞いてくださいましたので、国や県からもらえるお金が3億円減って、一般財源への負担が2億円以上になったということだけは指摘して、これはちょっと質問は割愛させていただきます。

次に、3です。報道発表文書に書かれた不適切な事務処理とは、ほかに不適切な事務処理はな

いのかということです。私の調査から分かったことから確認させていただきたいと思います。

情報開示請求で頂きました契約書によりますと、こちらですね、八津田小学校の事業は、平成31年1月の現地測量で始まり、現在は旧校舎の解体工事中です。測量から現在の解体工事までの間に結ばれた契約は、全部で29件。本当に大変でしたね。本当に心からねぎらいたと思います。

契約内容を拝見しましたが、29件中、半分以上の16件が、入札を行わない随意契約です。さらに、その16件の随意契約のうち、見積りを1社しか取っていない、最初から特定の業者だけを指名している契約が13件ございました。その1社見積りの13件のうち7件は、同じ会社と契約しています。まるで最初から受注業者が決まっていたかのような発注ですが、これは適正な契約だと言えるのでしょうか。担当が、学校教育課なのか、発注契約なので財政課なのか分からないので、担当課長の答弁、説明を求めたいと思います。

○議長（武道 修司君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島です。随意契約の関係でちょっと述べさせていただきます。

地方自治法施行令第167条第2項の規程によりまして、随意契約ができる案件ということで記載がございます。

随意契約の業者の選定についてなんですけれども、担当課のほうで業者、例えば指名登録を行っている業者、関係が分からない場合は、管財係のほうに業者の選定依頼が来ます。そういう場合がない場合は、担当課のほうで、あらかじめ業者を指定してきております。その際に、随意契約の理由に対して適正かどうかというのを企画財政課管財係で判断をいたしまして、金額に応じて町長決裁、副町長決裁という形で決裁のほうをしている次第でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） きちんとルールに基づいて、担当課だけでなく財政課でもきちんと判断しているということですね。当然、こういう特殊な契約は、学校教育課だけじゃなくて財政課長の決裁印を押して、最終決定権者の町長、副町長の決裁も取るということです。

町長にお尋ねしたいんですけれども、このような随意契約ですね。特に、1社見積りの契約は、学校教育課、そして財政課がダブルチェックをして、最後は町長が決裁をするんですけれども、町長自身が内容をきちんと精査して、問題ないと判断したから特別に1社見積りを許可しているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 原課と財政課、それから副町長、そして私がという形の決裁手順になり

ますけれども、特別な事情があるという形のものについては、私もこれを認めております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 特別な事情があったら、チェックした上で認めているということですね。当然だと思います。ありがとうございます。

では、ちょっと建設課長に一般論をお尋ねしたいんですけれども、建設課長よろしいですか。一般論をお尋ねしたいんですけど、「請負比率」という言葉は、どのようなときに使うんでしょうか。簡単に御説明いただけますでしょうか。簡単で結構です。

○議長（**武道 修司君**） 答えられる。元島課長答える。元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 企画財政課、元島でございます。「請負比率」、一般的に使うのは、例えば、予定価格が1,000万円の工事に対しまして入札等を行った場合に、900万円で落札したら、1,000分の900ということになりますので、比率で言えば、コンマ9という形になります。その分で、例えば、変更契約等で増額もしくは減額をする場合は、そのままの設計金額を減額するのではなくて、当初の入札等を行った率をかけて増額、減額をしているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 変更契約のときに使うということで、ありがとうございます。私は、こちらの資料で出していただきました契約書の書類を財務規則と法令とを照らし合わせながらチェックしてみました。感想を言わせていただければ、この理由では1社見積りの根拠としては弱いと感じる部分も多かったんですけれども、一応必要な書類はそろっておりました。

ところが、1件だけ疑義を持たざるを得ない契約書がありました。それは、令和3年度の年度末、3月23日の契約書です。契約期限は3月31日まで、工期は、契約日を入れると、たったの9日しかない1社見積りの随意契約です。契約金額は401万5,000円、工期はわずか9日間、9日間で400万円の工事です。工事内容は、体育館の上下水道切替え工事。こんな年度末には、普通はあり得ない工事だと思います。

一番驚いたのは、契約相手が溝江建設。学校本体工事を約10億円で受注した福岡市の大きな会社です。上下水道の切替えであれば、なぜ町内の業者に発注しなかったのでしょうか。わざわざ、校舎を建てたばかりの溝江建設になぜ発注するのか。それも、1社見積りの随意契約で。本来なら、きちんと入札を行わねばならない金額と工事内容だと思います。

先ほど私が、溝江建設の校舎本体工事は、本来の工期の1月30日までには終わらなかったと確認させていただきましたが、この工事は1月に終わらなかったどころか、実は3月にも終わっ

ていなかったということではないでしょうか。その証拠の一つとして、この400万円の随意契約の積算金額の書類に請負比率というものが書いてあるんです。

請負比率とは、先ほど財政課長がおっしゃってくださった、既に結ばれた契約の金額を変更する際に使う数字です。そちらが、この比率になるんですけれども、ここに請負比率というものが書かれていました。新規に随意契約をこれは結んでいる、契約書に封じ込まれたものです。新規に随意契約を結んでいるにもかかわらず、請負比率を工事の積算金額に乗じるのは、あまりにも不自然です。

校舎の建設工事は、文科省や防衛省から補助金をもらって行った事業です。1月末で校舎本体の工事は完了したとして、2月に文科省や防衛省に補助金実績報告書を提出してしまっていたので、追加の変更契約を結ぶことができなかった。それで、本来なら増額の変更契約を結ぶべき契約を、新規で随意契約として契約したと思われまます。これは、非常に不適切な事務処理だと思います。

もう一か所、明らかにおかしな点があるんです。3月23日の契約なのに、契約内容に仮囲いの延長、2月から3月と書いてあるんです。この仮囲いは、溝江建設が校舎本体工事のために設置したものだと思います。1月で工事が完了しているのならば、工事の完成前に撤去されていなければならないものです。これこそ1月までに工事は終わっておらず、2月も3月も溝江建設の工事が続いていたという証拠になります。

そもそも、3月23日の契約書に2月の仮囲いが盛り込まれるはずがありません。先ほど、私の質問に対して町長は、1社見積りの随意契約は特に注意して書類を精査して判断していることをお認めくださいました。請負比率や仮囲いの2月からの延長など、分かりやすいので取り上げましたが、他にもおかしなところだらけです。時間がないので細かい説明は省略いたしますが、不自然な点ばかりの契約です。

この溝江建設との400万円の随意契約の決裁文書には、当時の学校教育課長、財政課長、教育長、副町長、町長と主だった幹部の決裁印が全てございます。学校教育課、教育長、企画財政課、副町長、町長と決裁が進む間に、誰も気がつかないなどあり得ません。ここに名前を連ねている皆さんが、全員がこのことを知っていて、決裁印を押したとしか思えません。

別の言い方をすれば、非常に言いにくいですが、組織的に不適切な書類を作成したという疑義を持たざるを得ません。この解釈は間違っているのでしょうか。もし間違っているようでしたら、教えてください。

○議長（武道 修司君） 誰が答える。中身分かる。

○議員（4番 宗 晶子君） じゃあ……学校教育課長お願いします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛治 孝広君） 学校教育課、鍛治でございます。

まず、御指摘の八津田小学校体育館上下水道管切替え等工事についてということでございます。これは、担当者に確認をしたところ、急遽上下水の切替え工事を実施する必要になったということで、溝江建設さんがまだそこに重機等を置いていたということで、溝江建設さんに随意契約をしたということで聞いております。

請負比率については、校舎本体工事の請負比率を設計額に乗じたということで聞いております。

後、仮囲いの件については、ちょっと私も今初めて御指摘をいただいたので、その仮囲いの件については、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 御説明ありがとうございます。非常に苦しい答弁だと思います。

④の質問は、委員会で行いたいと思いますので、この場では割愛させていただきたいと思いません。

5番目の質問に行きたいと思えます。

再発防止策については、役場内部のみで検討をせずに議会、町民、外部有識者など幅広く意見を募って策定すべきだが、第三者委員会に原因究明と再発防止策を諮問してはと通告しました。

8月末に開催されました役場の研修、職員研修です。こちらは資料を頂きました。じっくり読ませていただきました。行政アドバイザーの大崎映二先生、しっかりといい研修をしてくださったと思います。この研修に照らし合わせても、この事業の29件中、16件の随意契約は疑義を感じざるを得ない点が多く見受けられます。防衛省、文科省への報告にしても分からないことだらけ。今、鍛冶課長も答弁くださいましたが、やはり分からない点がすごく多いのではないかと思います。

以上のことから、第三者委員会に原因究明と再発防止策を諮問してはと通告しました。7月20日の臨時議会に、私は町長に同じように設問をしましたが、検討すると御回答くださったと思います。町長、御検討くださいましたでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この種の件は、第三者機関を置くという必要はないというふうな形で結論を出しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 残念な答弁ではございますが、私は議会特別委員会でも調査のための委員会設置を求めています。塩田議運委員長に賢明な判断をお願いしたいと思います。

では最後、庁舎建設事業について質問させていただきたいと思います。

私は、この議会で一貫して、この庁舎は契約書の一番主な内容となる要求水準書、その要求水準書とは異なる内容の庁舎が建てられている。つまり、契約違反状態ではないかと指摘してまいりました。要求水準書の変更には、変更契約が必要なはず。それなのに、一度も要求水準書に、要求水準書の変更に伴う契約変更の話がなかったのです。議会に契約変更議案が上程されたのは一度だけ。その内容は、コロナ対策のため、やむを得ず工期を延長し、そのための追加費用を支払うというものでした。

提案理由にも、要求水準書の変更については何も書かれていませんでした。ところが、変更契約書の全ページを情報開示請求で取り寄せてみて、その中身を見て本当に驚きました。コロナの延長契約の議会では、要求水準書を変更する説明は全くなかったのに、コロナのための変更契約書に変更された要求水準書がとじ込まれていただけなのです。そのことは、議会では全く説明がありませんでした。議案に添付されました変更契約書も契約書の一部だけで、変更された要求水準書はついていませんでした。

私としては、だまされたような気持ちですが、コロナの延長契約だけでなく要求水準書も変更する契約なのに、そのことを隠して、説明なく議決が採られたように感じます。これは適正な手続なんでしょうか。契約をつかさどる財政課長、答弁をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議会に提案する契約案件というのは、金額と、それから工期、この2つが議会に提案する案件でございます。

契約の中身の修正は、金額が変わらなければ、それは事務者と、それから我々も決裁をしますけれども、それで十分と。我々は、自治法上それで考えたところでございますんで、ちょっと宗議員がおっしゃられるような、全てを議会議決するという形では、いつもいつも議会を開いて、ちょっとした話が変わったときは全部議会を開くと、そういうものじゃございませんので、ちょっとその形で御理解を願いたい。金額と工期、これが議会議決の要件でございますんで。まあ、そういうことで私は見解を持っております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 元島課長答える。一緒。もういい。はい。宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 町長のおっしゃるとおりですね、期間と金額が変わるときじゃないと、議会議決は要らない。私も重々に承知しております。ただ、そのときの変更契約書に新しい要求水準書がとじ込まれている。だけど、説明すらなかったと、そこを指摘しているんです。だから、だまされたような気持ちになりますと。要求水準書が変わったのであれば、議決ではないですよ、でも説明ぐらいはしてほしかったということを申し上げております。

では、2番目の質問に行きたいと思います。

今まで私は、この庁舎について要求水準書に書いてある中水設備や双方向エレベーター、子ども用便器がないのはおかしいと。当初の要求水準書に書いてあった中水設備、双方向エレベーター、子ども用便器です。ないならないで、取り付ければ、数千万円の工事費が必要な中水設備など、多数の設備が落とされているところは、その落とされた設備の金額をきちんと積算で明らかにして、その分の金額を減額した変更契約を行うべきだと訴えてまいりました。

それに対する当時の担当課長の答弁は、簡単にまとめると、要求水準書の変更には減額された面もあるが、増額された面もある。結果として相殺された。その答弁を繰り返し、そのために必要な変更契約は、後でまとめてやると答弁していました。そのため、コロナの変更契約書の情報開示請求を行いますと、先ほど申し上げたように、何の説明もないまま変更された要求水準書がとじ込んでありました。これでは、適正な契約変更手続とは言えないと、だまされたような気分だと、先ほどの質問で指摘をさせていただきました。

しかし、百歩譲って、変更された要求水準書は、とじ込んであることで、変更契約が成立していたとしても、今建っているこの新庁舎は契約違反ではないかと、これから説明させていただきます。

まずここで、担当課長に質問です。

資料要求で、契約で増やされた分はどこですかと尋ねていただいたら、丁寧に資料を出してくださいました。ありがとうございます。その中で、増やした部分は2か所。1つ目が、コロナで増額したところ。工事事務所とかです。コロナで増額した作業員さんの休憩所と、もう一つが、マイクロバスの駐車場を3台増やしたところだと回答くださいましたが、この2か所で間違いないですね。ちょっと確認です。

○議長（**武道 修司君**） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 企画財政課、元島でございます。要求水準書に記載されている変更点については、以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 失礼しました。では、今の2か所というところで。

当たり前ですが、契約の変更内容は、契約書のどこかに書き込まれていなければなりません。契約書には書いてないけど、発注者である町と受注者である業者が話し合っただけで有効だとかいうことはあり得ません。そういう変更を話し合っただけのなら、合意した内容が変更契約書に書き込まれていなければなりません。

減らされた設備は説明していただかなくても、先ほど触れました中水設備や双方向エレベーターなど、ほかにも多数ございます。これら多数、減らされた部分に見合う増やされた設備など

が変更契約書になければならないんです。その増やされた箇所を具体的にほしいとお願いしたところが、先ほどの2か所、たったの2か所なんです。

繰り返しますが、1か所目は、コロナで工期が延長された箇所、それに伴い費用も増額されました。これは議決にかかりました。そして、これは変更契約書にきちんとそれに必要な費用を増額していますから、減らしたところとの相殺の対象にはならないんです。

では、減らしたところの代わりに増やしたところ、減額面との相殺の対象になる増額面はどこなのでしょう。1か所しかないんです。それは、マイクロバスの駐車場を3台分増やしたところ。要求水準書の5ページです。

しかし、なぜだか、要求水準書の同じページでマイクロバスの車庫、屋根付車庫を3台減らしているんです。マイクロバスを3台車庫に入れる計画を露天の駐車場に変更した。車庫をつくる代わりにアスファルトに線を引いただけ。これでは、相殺どころか減額要素のほうが大きくなってしまいます。増額面の変更箇所が書いてあるのは、たった2か所だけです。これでは、数千万円の中水設備と相殺できません。数千万円に相当するものを何か増やしていないと、辻褄が合いません。

先ほども申し上げましたが、何か別に工事をしてもらっていたとしても、契約書に書いていなければ駄目です。これも何度もこの場で申し上げてきましたが、そもそも今回の要求水準書を使ったプロポーザル方式の契約では、要求水準書とはあくまで町が受注業者に要求する最低の基準を示したもののなのです。つまり、最低ラインの基準です。プロポーザル方式は、その最低ラインを基準として、プロポーザルに参加する業者の創意工夫でもっともっと良い提案をしてもらおう。さらに良いものをつくってもらおう。そういうやり方です。その最低の基準である要求水準書以上のものをつくってもらおうというのが前提の契約方式で、要求水準書以上のものをつくってもらったとしても、町と受注業者に特別の取決めがない限り、要求水準書以上の部分に追加の支払いを行う必要はないと定められているんです。

私が今申し上げたことは、要求水準書の中にも書いてありますし、プロポーザル募集時の募集要項にも書いてあることです。

もう一つ、仮に増額面があったとしても、それを減額面と相殺するためには、増額面と減額面の費用を見積もって金額を算定して金額に換算しないと、そもそも相殺などできません。相殺したなら、減額面と増額面、それぞれの具体的な金額が分かる資料を資料要求させていただきましたが、回答はございませんでした。

これ以上申し上げることもございませんが、担当課長が過去議会で繰り返し答弁してきた、多数の設備がなくなっているのに、その分の減額の変更契約をしていないのは、増額の変更と相殺しているためだとの説明は破綻しています。



私は、町と受注業者が勝手に契約内容を変更し、本来なら減額契約を行わねばならないのに行っていない。つまり町は、業者に数千万円のお金を払い過ぎていると思います。

ここで、この件に関して納得のできる説明ができる方がいらっしゃいましたら、どなたでも結構ですので御答弁をお願いします。説明ないですね。

○議長（武道 修司君） 答えられる。

○議員（4番 宗 晶子君） ないならないで結構です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 繰り返し答弁を求めてきましたが、誰も答えられないことが分かりました。これは、単なる書類による史実ですので、結びに、質問の終わりに皆様方に申し上げたいことがございます。

8月末に開催されました行政アドバイザー、大崎映二先生の研修資料7枚目に、職員が意識すべき日常業務に賠償責任があると地方自治法第243条の2の2が紹介されていました。

これによると、会計管理者の責任も極めて重いことが分かりました。法令の規程に違反して当該行為をしたこと、または怠ったことにより地方公共団体に損害を与えたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならないと書いてあります。ここに示す当該行為というものは、八津田小学校建設事業、庁舎建設事業において該当する行為となり、損害賠償責任が生じるのではないのでしょうか。私は、職員さんたちに泣いてほしくありません。行政は、民間に先んじて法令遵守の規範となるべきです。そのためにも、ずるはいけません。

特に、八津田小学校建設事業は、自らが年度内工事の約束を守れなかったと認めるのであれば、自ら文科省、防衛省に交付金返還を求めるべきではないかと思います。

会計検査とかで書類を見られて返還命令等が下るのは、格好悪いと思います。私は、このような不適正が起きてこそ、きちんと法令遵守の姿勢を取るのが民間の規範となる行政の役割だと思います。

金曜日の北代議員の一般質問で、ヒューマンエラーは、システムエラーの被害者、システム構築の不備、そういうシステムを作ったトップの力不足とおっしゃいました。町長の御答弁は非常に残念で、ミスは隠していないと、本筋と明らかに違いましたが、今回の責任を取るためにも、補助金は自ら返還を申し出て、そして全てを町民に明らかにして責任を取る格好いい町長であってほしいと切に願ひまして、この質問を終わらせたいと思います。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） それでは、これで午前中の質問は終わります。再開は午後1時からいたします。お疲れさまでした。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、8番目に、**8番、工藤久司議員。**

○議員（**8番 工藤 久司君**） 8番、工藤久司でございます。通告に基づいて、一般質問をさせていただきます。が、町長に何点かちょっと通告文とは若干ずれるかもしれませんが、3月議会で町長選の投票率、また、議会議員の投票率という話をさせてもらったと思います。7月に参議院議員の選挙ありまして、その投票結果を見ますと、やはり、築上町が52%ぐらいやったですかね。全国的には50を切っていたという。2人に1人の国民が選挙に行っていないというのが現状でございます。ということは、やはり、3月のときも申しましたが、興味がない。興味を持たせるような、私たち議会議員も含め、情報発信なり、そういう材料というのがないのではないかなという気持ちがこの参議院でも確認をできたというか、そういうような感じでした。現実です。ね、町長、子どもたちに、教育という観念からいくと、子どもたちにもう少し学校だけではなくて、町にもっと興味を持ってもらう。イコール、将来的には議員も含めて町に住みたいというようなところまで持っていくために、急な提案なんです。前から私思っていました。小学校の議会をする。中学校の議会をする。ましてや、高校3年生になると、18歳になると、もう既に選挙権ありますので、その子どもたちの意見、小中高ですね、の意見を聞くというのは、非常に、ものすごく、町に対して、すごくストレートな考え方だと思うんです。町長の任期中にそういうものを考えながら、子どもたちに、まず、町に対して、また、そういう選挙とか、そういうものに対して、政治に対しての興味を持たせる1つの方法として、ちょっとそのあたりを提案したいと思いますが、町長、今、急に言われてですが、いかが思いますか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 今、投票率の関係、これはもう本当に皆さんの意識がちょっと低くなつたと、選挙に関するですね。それか、安心して、もう行かないでもいいやという考え方があるという形も取れる様相でございます。

今、提案した、小学校、中学校、高校と、3つの段階での子ども議会というか、これは大いに結構だと思っておりますので、学校と話しながら、高校生については自主参加で呼びかけしていかなければ、西高だけというわけにはいきませんので、呼びかけていくという方法は取っても、これはやぶさかではないと思っておりますので、できるだけ政治に関心を持つということで、そういう方向性、私は行いたい、てもいいんじゃないか。行っていいとそのように考えております。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 一度してみるのも1つの方法かなと思いますし、質問に入りますが、町長、築上町の未来についてということで質問させてもらっています。

今、私たち議会も議会基本条例というのをつくりました。当時つくった1番の目的は、議会報告会ができる、町長の反問権がある、政務活動費があるという、その3点が当時の1番の柱だったような気がします。今、我々議会も政務活動費について、いろんな議論をしております。また、パブリックコメント等を求めながら議会の方針というのを出します。

毎回言いますけど、町長、反問してもいいんです。ぜひ、そういうところで、この1時間を、私も勉強したいですし、町長の考えをもっともっと知って、今後の築上町の未来について、町長から、わくわくするような施策を聞きたいと思いますので、よろしく願います。

町長のマニフェストについて、2番目の質問なんですけど、この任期中にですね、町長、1番町長がやろうと思っている、3月のとき聞きましたが、再度聞くんですけど、ハード面、それからソフト面、この2点について、もう簡単でいいですので、ハード面についてはこうだ、ソフト面についてはこうだというような形で、町長のマニフェストについて、再度お聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ハード面は予算の範囲もありますし、逐次やっていきたいなどは思っている。今手がけているのが、駅の、駅前、築城、椎田、やはり、エレベーター化ですか。そして、椎田については南北通路をぜひ行いたいというふうにございましてですね、それと、あと、学校関係ですか。これについては、ちょうど椎田中学と椎田小学校、老朽化が来ておるということで、今、文科省から一応指導を受けて基本計画みたいなをつくりました。それに基づいて、あとは地元の皆さんに、これを教育委員会のほうから呼びかけて賛同を得るという形にしなければ、地元の反対があったんではどうしようもならないということで、理解を求めるといって、椎田中学校、椎田小学校。ひいては学校を再編したいとは思っております。もう本当に少子化というのは、皆さんが言うように、子どもの数が100人、毎年出生が100人切るようになりました。そういう形の中で、その代わり環境面を整備しながら同じ学び舎で勉強できるような制度もいいかなと思って、そういう踏み切りを、今までは小規模校堅持という形で売ってございましたけれど、少し方向転換してもいいかなというふうな考え方に今なっておるんで、椎田小学校それから椎田中学校を核とした再編。

そして、築城のほうについては、今、小中連携という形ありますんで、これが一つ築城中学の中に収まれば、また、そういう形の中でやっていく。小中連携の学校をやって、連携じゃない、一応、統合という形で小中学校の一緒にやるという方向性も出てくるのではなかろうかなと思っておりますんで、そういうのを、ぜひ、やりたいし、それから、あとは、特産物。そういうのを

ぜひ作って、椎田町、築城町、両方の中で、それぞれ特色がございます。それを活かした形で物産作りをやっていくということで、地元の皆さんと相談しながら、特産物、今でもあるんですけど、なかなか、やっぱり、メタセで少し販売しとるとかいう形であって、起業家になってないというのが現状でございます、そういうのをちょっと大きくできるような支援をやっていきいたいなど、このように考えておるところでございます。

それから、ハードになるか、ソフトになるか分かりませんが、SDGsと言われております。だから、脱酸素。脱炭素ですね。酸素やない。炭素。脱炭素の方向に向かって、2050年、脱炭素という形で、CO<sub>2</sub>削減ゼロという方向に向かって、国の、世界中が全部その方向に向かっていますんで、町のほうもこういう形でやってまいりたいというふうに、今、環境課のほうには指示をしながら、脱炭素宣言をやろうというような、今、一応、計画をしておるところでございます。

それから、あとは、コミュニティーの、基本的にコミュニティーがあつての町になります。コミュニティーの積み重ねが、一応それぞれの（ ）、集落共同体という形、これをコミュニティーしながら、福祉の充実とかいう形で、町だけじゃなくて、自助、共助、公助という考え方で福祉もやっていかなきゃいけないだろうと、このような考え方をしておるところでございます。

まだまだ、たくさんありますけど、ちょっと、そういうことで、答弁させていただきます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ハード面というのは非常に財政を圧迫してきているというのは事実なのかなと。今言われる駅の利便性を含めたというのは、その後に駅のことで質問していますので、また、その点で、もっと聞きたいと思いますが、便利であることはいいんですよ、町長。町が、道路がよくなるとか、そんなのはものすごくいいんですが、なかなかそれに伴う、次の問題です。人口減少というのに歯止めがかかってないと。ここについて、町長、ずっと4期して5期目になるわけですから、ここをですよ、もう、やっぱり1番だと思っんです。人口減っているというのは本当にね、1番だと思っんですよ。ここに何をしてきたのか、また、何をしていくのかというところが、町長の今期の1番の私は課題ではないかなと思う。

ちょっと例を珍しく色々調べてきたんですよ。

福岡県の市町村要覧というのをざあっと見ました。そしたら、今60市町村ある中で人口が増えているのが20自治体あるんです。よく町長は全国的な問題、問題と言いますよね。少子化の問題もそうですし、人口減少というのは、ただ福岡県に限っては3分の1増えているんです。残念なことに、築上町、調べたら残念な結果だった。当然、京築では1番人口率は高い。いや、人口率減が高い。福岡県でも調べてみますと、上、7番目ぐらいでした。もっと減っているところの名前を出しませんが、うちが福岡県でも人口の減少率がパーセンテージで言うと7番目に高い

んですよ。ですから、公共事業だけでは人口増えないし、やはり、そこに何か増える元となるようなものをこれから町長思い切ってやらないと、この結果で非常に人口が増える要因ではないような気がします。人口減少についての質問をしていますので、町長、今の結果も踏まえて、今後どうやって人口増につなげていくのか、町長が持っている案があれば、ぜひ、聞かせていただきたいなと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 仰せのとおりです。築上町、非常に減少率が高うございます。というのも、この原因を考えれば、従前は北九州工業地帯で農業をしながら勤めて行っておったという方々が大半でございます。それが、北九州工業地帯が衰退して、勤務先がなくなったというのがこれ一つ要因。そして農業が、基本的には、今までちっちゃな経営体でございまして、各戸、各戸のですね。そして兼業家という形でございましたけれども、農業も営農集団、それから個別経営体ということで、大規模化を目指した形の中で土地に張りつけなくなったというのも一つの要因だと思っております。もう農業せんでいいなら都会に行ったほうがいいじゃないかという形ですね。

それと、もう一つは、今までの、ちょうど、もう、四、五十年前は航空自衛隊。皆さんは家族同伴で来てあったのが、今、単身赴任で来る方が非常に多くなったということが、これも一つ人口減少の要因だろうと考えて。されとて、じゃあ、増やす方法という形になるんですけど、非常に難しいです、これが。日本全国2050年には8,000万人になろうというふうな予測が立っておるのに、それがパイの取り合いになっておるといのが今の現状でございまして、福岡、先ほど言った福岡周辺は商業都市という形で利便性を求めた形、それから、一応就労の場が多いというふうなことで、福岡周辺は増えておるといのが現状でございます。京築では、もうほとんど増えているところない。行橋も現状維持で少し減りつつあるといのが、行橋の聞いた話ではですね。そういう一応、結論になっているわけでございます、されとて、そういう形で、だから、よそから引き入れるという形になれば、就労の場をつくる必要があるということで、非常にこれが難しいんです。町ができるとすれば、よそから受け入れをするという形になれば、農業関係、一次産業の関係で、そういう思考する方々をぜひ受け入れをしていくと、そういう施策をつくっていくということが、まず第1点だろうと思います。

第2点は企業誘致。これ非常に難しいんです。だから、これを優良住宅等の供給しながら、苅田とか、そういういわゆる自動車産業のところに勤めるような状況にすれば、優良住宅を供給できるような宅地の、これもお金かかるんですけど、宅地造成、そういう形ができればいいかなと思っておりますけれど、ここのところは、町がやるのか、不動産業者に頼ってやるのかという形になれば、そして、また、土地の皆さんの協力も必要になってきます。そういう1つ施策をつく

っていくというのも大事じゃないかなと思っておるところでございます。

そういうことで、まだまだ、たくさんありますけど、一応、それが、私は大事な一つの要因の、人口増を少しでも食い止める、人口減を食い止める施策ではないかなと思っています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 南北というか、少し、町長、答弁変わったのかなと。前回も自衛隊員を増やしてもらおうとか、そういうような答弁だったのが、企業を誘致するとか、ただ、これも、町長、いつも同じような答えなんですよ。ですから、やらんといかんと思う。人口減、少子化というのは、もう、ずっと経験しているわけですから、町長。この経験をどうするかといたら、やはり検証して、どうしたらいいのか。やっぱり先進地もありますし、そういうところに行って、思い切ったことをとりあえずしようよというようなところがないといけないと思うんです。

以前も言ったと思うんですけど、地方交付税を今のうちの人口で割ると1人当たり22万ぐらいあるのかな。ということは10人増えたら200万増えるわけですよ。20人増えたら。前も言ったと思うんですけど、時間がないけえ。うちの役場の職員さんが、これもね、町長、話したことありますけど、1回聞いてみたらどうですかと、何でうちの町に住まなくて、町から出ていくのかというのは、そこに、先ほどの小中学校、高校生の議会の関係もありますけど、答えは多少なりともあると思うんですよ。ですから、そういうところで思い切って、例えば、例えばですね、小学生の、いつも言いますけど、給食費を無料にするとか、土地を、今、町長も言いましたけど、本当にあっせんしてやるとか、それに対して、プラス子育て支援を、本当にえっというような金額とか、そういうものをして、思い切ったことをしないと、ずっとじり貧で、ですから、そこは、町長、1回思い切って、役場の担当課の課長とか、全体の会議の中で話をしてもらって、しないと、本当にもう取り返しがつかなくなると思いますので、この項をあんまり言っても、あれなので、時間もないので、もう一度、思い切ったことをやる。そのモデルというのは、福岡県内にもありますし、ちょっと足を伸ばせば、いろんなところで子育てについての支援とか、そういうものもしていますので、そこで言う事例をしっかりと研究をして、ただ、減った減ったではなくて、増やす方法の検証をしながらやっていただきたいが、そのあたりを最後の町長、意気込みだけで、簡単をお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、そういうことで、減らないということを理念に置きながら、現状維持の人口を保っていくという形になれば、いろんな施策で、ちゃんとした形にやっていかないといけない。

例えば、町で住宅を建てて、20年間貸し出して、20年後には、その住宅全部差し上げます

よと、そういう施策を取れば、一つの方法もあるということで、それなら、一応、今、遊休町有地がありますんで、そこらあたりに、そういう形で、設計とか、そういうところまで入ると協議しながら、して、20年間使用料もらって、20年超えたら、全部譲渡、所有権を譲渡すると、そんな一つの施策もやっていきたいかなと思っているところでございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 町長、すばらしいと。実際に、茨城だったかな、栃木だったかな、20年間住んだら土地全部やりますよというところも、何年も前からやっていますし。ちなみにですけど、町長、この5年間でうちの町が、さっきの市町村要覧でいくと1,385人減っています。1,385人。5で割るとということです。やはり200人以上毎年毎年減っているわけです。ですから、そこは、先ほどの思い切ったことをするのに、ただ、むやみにせというわけではなくて、それで、どういう効果が出てきているのか。そこまで検証しながらやれば、必ず、増えはせんけど、歯止めにはなる。そういう一つのきっかけにはなると思いますので、ぜひ、しっかりやっていただきたいと思います。

次の質問に行きます。

○議長（武道 修司君） はい。

○議員（8番 工藤 久司君） 学校教育についてということで、簡単にここは、今、町長からもありましたが、小中一貫校の進捗状況について説明をお願いします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

工藤議員御質問の小中一貫校の進捗状況でございますけれども、町長のほうからもありましたが、昨年度、新しい時代の学びの環境整備に向けて基本計画を取りまとめたところでございます。

本年度は、この取りまとめました基本計画を基に、現在、副町長を委員長とした庁内の検討委員会を設置いたしまして、基本計画の具体化に向けて検討を行っているところです。

協議の内容といたしましては、事業費規模でありますとか、財源、事業用地の問題、施設具体的な内容や規模、発注方式など、多岐にわたって今検討を行っているところです。

スケジュールといたしましては、今年度は検討委員会で実施に向け十分に論議をして基本計画の具体化を行い、令和5年度中には発注につなげたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 着実に前向きに進んでいるのでしょうか。けども、次にも書いていますが、では、小規模学校をどうするのか。それと、私は、その次にもありますから、ここ、ちょっと一緒にいくようなところになりますが、建屋は確かに大事だと思うんです。安全面からい

っても、環境というのを整えてやることは大事だと思うんですが、1番はやはり教育の中身、以前も教育長に言ったと思うんです。中身は大事だと思うんですよ。うちの町ではこういう教育をしていますよと、教育でこういう子どもたちを育ちますよ、育てますよという、中身がきちっとないと、学校を新しくしても、ただ、新しくなったねというだけでは、やはりこの小中一貫校の新しい学びの時代の、学びの環境整備事業ですか、には当てはまらないのかなと思うんです。ですから、ただ、統合するだけ、一貫校をつくるために事業をするのではなくて、並行して、それ以上に中身をしっかり詰めていただいて、うちの町から優秀な子がたくさん出るようにという形でしていただきたいなと思います。中身についての議論というのは、どの程度やっているんでしょうか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） この本町独自の教育の展開ということで、教育委員会においても、毎回この中身については協議をしております。小中一貫教育基本方針というのを策定いたしまして、小中の教職員が一体となって学習指導や生徒指導に組織的、系統的に取り組んで、義務教育の9年間を連続性のある指導を行いたいというふうに考えて、今、取組を進めています。実際に、教育委員会ではこの協議をいたしますが、実際この準備期間である今年度は校長会、築上町校長会の中に小中一貫教育推進委員会を設置いたしまして、その中に、研修部、生徒指導部、体力健康部会、教務部会等の4部会を設けて、町内の全教員がいずれかの部会に属しまして、小中の先生方が協働して21世紀を担う持続可能な社会のづくり手の育成ということ、この目標を一つ、きちっと共通認識いたしまして、9年間を見通した指導計画をつくっていらっしゃると思います。特に、本町としてはICTの教育、それからキャリア教育を中心に据えて新たなカリキュラムの作成に取り組んでいるところです。

また、地域の教材ということで、本町のいろんな中津街道でありますとか、いろんなものを取り上げて、“築上学”と申しますか、地域独特の教材を今作成しております。全ての学校で、この実践を行う予定にしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） それに向けていろいろしていただいていると思います。ただ、私がおもうのに、今の教育自体がですよ、偏差値教育という傾向というのは間違いないと思います。どういうことかという、偏差値を求めていくと、やはり、次にも質問ありますが、落ちこぼれが出てくる可能性がある。学校の先生も今多忙で、なかなか引き上げてやれるほど余裕はない。そうすると、出来のいい子はどんどん前に進むんでしょうけども、少しどうかな、ちょっと遅れている子というのは、どうしても切り捨てられるというか、置いていかれてしまうというのが今



の現状じゃないかなと思うんです。ですから、もっともっと独自性というのは、例えば、本当に子どもの特性を活かす。そういうものを発見してやる。そういうものを伸ばしてやるというような築上町のそういう独自性というのを、ぜひ、今後検討していただきたい。

よく発達障害という言葉を使いますが、発達障害の定義って、右に倣えができなかったらみたいなところがあるような気がするんですよ。でも、その子はものすごく才能がある子だったりしても、やはり、切り捨てられたりとか、どうしても学校で子どもたち仲間外れされたりとかというような形というのは、今、あるような気がしますので、そういう子たちでも、学校の中で、教室の中で、きちんと自分の存在なんかを知らしめしてやるような、そういう先生、また、教育というのも、しっかりしていただきたいなと思います。

もう、そのまま行きましょう。

不登校児です。結局にここにつながっていくと思うんですよ。以前も質問したときに、今、小中学校の不登校児の子どもの数が今2クラスぐらいあるんじゃないですか。50人から60人ぐらい。小中合わせて。数の確認は、その程度だったら、うんと言ってください。（発言する者あり）減りましたか。よかったです。40人程度なのかな。

でして、その中に、まだ、予備軍みたいな方がおるじゃないですか。子どもたちが。それを合わせると2クラスぐらいあるのかなという気がするんで、60人ぐらいはいるのかなという気がします。その子たちに対して、今のままでいってしまうと、どうしても取り残されたり、学校に行けなくてというような現状はあると思いますので、その子たちに対して、その家庭に対して、しっかりとした支援を今後していただきたいと思いますが、築上町では、子どもに対して、家庭に対して、どんな支援をしているのか。教育長あれば、御回答お願いします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

工藤議員の御質問の件で、先ほどの子どもたちの学びについて、私自身の考えも含めて、ちょっとお話をしたいと思っておるんですけども、確かに、今、本当に子どもたちの多様性というか、いろんな力を持っている子どもたちが多い状況であります。これまでの一斉、学級で40人が一斉に授業をするというのは、なかなかこれは難しい状況にあるというふうに私自身も捉えているところです。

そこで、先ほどから小中一貫教育を進めるに当たってカリキュラムをつくっていますが、その中で、今、先生方、特に校長先生方と意識改革をしなくちゃいけないということをいつも議論しているところです。それはどういうことかということ、個別最適な学び。一人一人の伸びる可能性に着目した教育を展開していく必要がある。そして、やはり1人では学べませんので、その先に協働して学ぶという、そして楽しい学校づくりをしていきたいと思いますということで、今、校長会の

中では常にそのような話をしているところです。

これまでしてきたところ、日本型の教育のすばらしさもありますけれども、やはり、これから大きく未来、予測不可能な未来社会が到来してきますが、その中に生き抜ける力をつけていくために、みんなで意識改革をして取り組みましょうというふうに言っています。

そういう中で、少しでも学校に行けない不登校である、不登校傾向を示すお子さんたちが、学校に来て楽しかった、来てよかったと思えるような学校づくりが大事ではないかという話もしています。ただ、現実、やはり、不登校の児童生徒もおりますので、そういう御家庭に対しては、個別の対応、マンツーマン対応というふうに行っておりますが、そういう対応でありますとか、学校の先生だけが対応するのではなくて、全てのスクールソーシャルワーカーでありますとか、カウンセラーの先生方、そして、いろんな立場から、子どもたちの育ちを見れる方々の御支援をいただきながら、御家庭が孤立しないような対応を今取っているところでございます。

本当に、御家庭の中の、保護者が困って孤立しないような働きかけを学校から行いたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ひとつ、やはり、不登校を持っている家庭でも、例えば、今、フリースクールとか、いろんな施設にやるのにやっぱりお金がかかるんです。ですから、そういう家庭にも少し光を当てられるような、何十万もやれとかではないですが、そういうところの補助とかも、実態を調査していただいて、していただきたいなと思います。ここはもう回答は要りません。

ですから、そういう今、ギフテッドという言葉ありますよね。定義はすごく難しくても、本当にうちの町にもいるかもしれません。とんでもない才能の持ち主が。でも、学校の中でなじまないとどういうことになるかという、先ほどみたいな話になるわけですよ。ですから、今、すごく、国のほうも議論されているみたいですし、これを取り扱うって難しいなとはいろいろ読んでみて分かるんですが、そういう子どもたちにしろ、なじめない子にしろ、一緒ですので、1番子どもたちが輝ける小中学校というその時代を学校不登校なんていうのは、ぜひ、ゼロに向けて、それは間違いなく、築上町は不登校が誰もいないとなったら、選択される町になると思います。築上町の学校に行ったら、そういう子がいないんだから、すごく教育に力を入れているんだろうねという話もなるでしょうから、そういう面では、人口増にもつながる可能性もありますので、ぜひ、教育長、力を入れてやっていただきたいと思います。

以上で、この項目は終わります。

次はもう（ ）。

3番目の医療費削減についてですが、単純に健康寿命を延ばす取組。なぜ、こんな質問したかという、私らも年を取ると病院に行く回数が非常に多いんです。そうなると、国保税はありませんが、国保税を使っていく。いずれ、そうなるんだろうなと思うんです。だったら、今のうちに、体のケアなり、そういうものをしていかなければいけないしという思いが最近強いもんですから、予算書を見ましたら、国保税で22億円ぐらいですか。決済が。後期高齢者で3億ぐらいあったですか。ですから、大体2つで、特別会計で24億～5億ぐらい予算として使われています。ここを少しでもメスを入れるために、健康寿命を伸ばしたらどうかという提言なんです、健康寿命の今、課ですね、築上町の健康寿命とは何歳なのかというのをちょっと教えていただきたいんですが、ちなみに、国は男性が72、女性が75という発表を、令和元年ぐらいのデータなんですかね。平均寿命は男性が81、女性が87歳となっております。男性は約8年ぐらい健康寿命と平均寿命の差があり、女性に至っては12歳あります。うちの町では、現状どんな形なのかを教えていただきたいのと、健康寿命を延ばすため、医療費を、プラス医療費を削減するため、もっと言えば、こういう人たちに、こういう人たちっていうか、どんどんどんまだ社会に、生産年齢ではありませんが、やはり、こういう人たちは、もっともっと築上町の中でも活躍できる。そういうような両面を持っていると思いますので、取組と大体の健康寿命の年齢を分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

健康寿命を平均自立期間、自分の身の回りのことができる年齢と捉えて考えてみますと、当町住民は、データ上では、男女共に健康寿命は延伸、伸びております。

具体的には、平成29年度と令和2年度とでは、男性が平成29年度が78.2歳、令和2年度が78.9歳。女性が平成29年度82.5歳、令和2年度が85.2歳となっております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） 平均寿命じゃなくて、健康寿命ですよ。すごく健康な町なんですよ、町長。ですよ。今の。全国的なデータからいったら、とんでもなく高いんで、その割に医療費はなかなか削減されてないというのは、どこかに、もう少し意識づけとか、病院に行くなとは言えませんが、意識づけとか、そういうものが足りなかったり、そういう元気な高齢者というか、人が、活躍の場がない。行く場所がないというのも、一つの今のデータからいくと現れじゃないかなと思うんです。もっともっと町の何らかに協力してもらったり、極端に言えば、まだまだ第一線で仕事ができるような、そういうことも含めて、町で、こういう元気な高齢者をもっともっと元気でいてもらうために、何か、思いつくことありますか。町長。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 非常に、築上町、健康寿命つうの、ちょっと、しかし、医療費が成人病のいわゆる心臓とか、それから透析、そういうものが非常に病院にかかったらお金がかかるわけです。だから、そういう皆さんの症状がある方が、ある程度多いということで、どうしても医療費は下がらないというのが現状でございますけれど、最近では、赤字財政が黒字になってきたというようなことで、これをよしとしなければいかんかなと、値上げもしないで、国保税の値上げ一切やっておりません。ずっと据置きで来ておりますけれど、それが、赤字だったのが、黒字に転じてきたと、こういうような状況は健康が少し寿命が増えたんかなという気がして、今、いろんなサークルがありますが、サークルに行っている人はいいんです。行かない人がどうしても健康寿命が損なわれている状況があるんじゃないかなと思うんで、例えば、グランドゴルフとか、それからパークゴルフ、それとか町民大学とか、いろんな文化的なサークルもございまして、そういうサークル活動に、ぜひ、参加を促すような形を町民に呼びかけていこうと、これが一つの健康寿命を延ばす一つの方策じゃないかなと思っております。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 医療費が下がらない一つの原因は、今、町長が言われたように、今、40歳以上の死因の第1位はがんですよね。なおかつ、今言う透析の問題、糖尿病から透析に移り変わってしまう。医療費はものすごい高額で、健康寿命は長いのに、高額医療を受ける方が多いというのは一つの原因なのかもしれないですね。ですから、今、いろんな住民健診を受けてくださいという放送もしていますし、努力はしていると思いますが、個々の医療費の削減というのも、もう一つ、ひねったら、できるんかなという気は今話を聞くとしますので、もっともっと健康で長生きするための町からの情報発信とか、そういうものを提供するというのは、今後の課題の一つとして、町長、ぜひ、力を入れてやっていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

最後に、椎田駅前開発についてということで、見回すと、大体できたのかなという感じはします。大体できたんですけど、何か寂しいですね、町長、見ました。何か寂しくないですか。きれいにはなってます。私、ぐるっと、通ってぐるっと一周回ってみると、回って見たんですけど、何かもったいないなと。ここにも、通告にもありますが、町有地の残地が多少なりあるんじゃないかなと思うんですよ。ですから、そこを利用を大いにさせていただいて、若い人たちの起業を促すとか、何か提案するというのは、そんなに難しくはないんじゃないかなと思うんですよ。町はそんなにお金はかかりません。要するに、ある程度の下請けみたいな要るかもしれませんが、そういうもので、駅前を活性化する一つの要因になればと思って、この質問をしましたが、担当課がいますので、大体総額あそこに幾らかかったのか。前回4億ちょっとって聞いたんですけど、最

終的にはどれぐらいかかったのか。今後の町の、駅前開発について、どのような検討がなされているのかをお願いします。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課の首藤でございます。

ただいまの工藤議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在まで、町のほうでかかった金額として、以前行った先導的官民連携調査業務等も含めたところで、約4億3,000万ぐらいがかかっております。本年度、若干、県道との擦りつけ工事等で、また200ちょっと。すると、今後ちょっと、もうちょっと手を入れるところもあろうかと思っておりますので、今年度、多分400万ぐらいかかるのかなと思っております。

御質問の公有地の残地についてなんですが、現在でき上がってみると、工藤議員も何度か行かれたということで、建物を建てるほどの広さはないのが現状でございます。駅から見ると右手側のほうが180平米程度、その奥のまた三角が100平米程度。それと国道側のほうの残地、県道の残地もちょっと買わせていただいております。それと以前の町が持っておりましたポケットパークを足しても130平米ぐらいというところで、それぞれ、ちょっとこじんまりとした用地となっております。

当課といたしましては、今後、駅利用者の送迎者が方向転換をするスペース等が、どうも、やっぱり今見てみると、うちが砂利を敷いて、今、残地をしているんですが、そこで若干方向転換したりとか、駅前のパーキングだけでは足りなくて、そちらでちょっと待ったりとかもしておりますので、その部分をアスファルト等で一部確保して、残りインターロッキング等を仕上げ、維持費の軽減を図りたいと考えていますが、今、当課だけの考えですので、それについては、公有財産管理委員会に諮り、今後検討したいと思っております。

それと、先ほど工藤議員が言われたように、町でお金をかけるのではなくて、そういった民間の力も借りたほうがいいと私も思いますので、産業課のほうで、今回キッチンカーの補助金等も出しておりますので、今後、これも公有財産管理委員会で検討を諮るんですが、使用条例等をつくりまして、そういうのに貸出しできるようにとか、そういったところを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） そうですね、ありとあらゆることを考えなければいけないと思います。ただ、道路がよくなった、どうだというんでは、やはり、あまりにも行政として、4億数千万かかった割にはいかなものかなと言わざるを得ない。というのが、もう駅を利用する方がもう本当に少なくなっているじゃないですか。駅、あそこを見に行っただすよ。採銅所駅って

御存じですか。町長、御存じですか。あそこがものすごくいい取組をしていると聞いたので、先週か、先々週行ってきたんです。そしたら第2待合室というのがありまして、その第2待合室でカフェをしたりとかしていました。たまたま私が行ったときには誰もいなかったもので、留守だったので、中から見たら、待合室と、今でも、その駅は使っていますので、その奥がですね、今までの駅員さんが利用していたところをカフェみたいにして、自転車を貸し出して、散策もできるようなことで、やっていました。誰がやっとする、忘れた。例えば、地域おこし協力隊みたいな方だったんじゃないかなと思うんですよ。そういうような方が、そういう取組をしています。ですから、うちも、変なうわさがあります。もう本当に無人化になってしまって、駅がなくなるんじゃないかなって心配する方もいるみたいなので、今せつかく、あそこはあれだけお金をかけてよくしたのであれば、駅ぐらい、もっときれいにして、それと、その採銅所駅はトイレも水洗になっていましたよ。それぐらいをして、あれだけかけたのであれば、何か皆さんにそういうことをアピールする、逆に言えば、チャンスじゃないかなと思うんです。

ですから、駅をもう少し新しくすること。JRが何ち言おうとですよ、自分たちで勝手にすりゃあ、してもいいというような話なつてのは聞きますので、その辺は交渉して、中にはそういうような、浜宮とか、いろいろありますので、そういうところを景観を楽しむような、そういうマップを作ってやるとかして、駅を中心とか、そういうふうにしても、ものすごく、どうか分かりませんが、何かやるべきだと思うんです。あのまま終わらすのは、町長、あまりにももったいないし、ただ、道を、道路をよくしただけなのって終わってしまわないようにしたいと思いますが、町長、どう思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 駅の活用ですか、あの駅は本当に文化財的な価値もある駅なんです。それで、横にも駅が発足したときに附随した建物がありますけど、これも非常に文化的な価値があるということで、この駅、ぜひ、残して、そして、駅の今使用について、JRと協議をしております。トイレも水洗化を町でやろうかという計画を今持って、JRとの話。駅舎全体も借り上げて、事務所か何か置いたりという形で、できれば、そういう（ ）ができればいいかなと思っていますけれど、観光協会あたりが、築城も同じです。築城、椎田両駅、そういう形で、何か町の活用できるような方法はないかということで、今、JRと協議させていただいております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 町長、できますよ。もう町長の気持ち次第。もうやろうと思ったらできますよ。ただしがあって、やはり、ただし、むやみに進むではなくて、そこは先ほど言ったように、いろんなところ検証しながらやっていって、最終的に成功しなければいけないじゃな

いですか。成功せんと、また文句言われるから。でも、失敗しても前向きに進まないで、何もな  
いですよ。何も起こらない。ですから、そこは、町長の今、そういう気持ちがあるのであれば、  
あそこに人を集めようと、きれいになったしってところで、いろんな呼びかけしながら、駅も少  
し改造して、若い人たちが、何て言うんですか、ああいうスイーツじゃないけど、そういうよう  
なのをしながら、わざわざ築上町の椎田駅に来る、築城駅に来るみたいな感じであれば、また、  
何らかのそういう町の活性化というのも生まれてくると思いますので、ぜひ、町長、もう町長の  
全ての項目というか、築上町の懸案事項は町長のやる気次第と思いきり次第ですよ。そこを強く、  
今後、前向きに進めていただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） 次に、私が一般質問を行うようになっていきますので、議長につきまして  
は、副議長に交代をし登壇をしてもらいたと思います。その前に、ここで一旦休憩をしたい  
と思います。再開は午後2時、14時からといたします。お疲れさまでした。

午後1時50分休憩

.....

午後2時00分再開

○副議長（**工藤 久司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

**9番目に、武道修司議員。**

○議員（**9番 武道 修司君**） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

なかなかこの機会がなくて、一般質問をやらうかなということで思っていました。コロナの  
関係等々で、ちょっと遠慮したほうがいいだろうと。また、周りの方からも、もう議長はいい  
やらうというふうな形で言われていたんで、していたんですけど、どうしても、ちょっと聞きた  
い、お聞きしたいことがありまして、また、財政問題についても、議案質疑等はなかなか私も  
できないんで、この場をお借りして、財政問題のところも、今日は質問していきたいというふう  
に思っています。

まず、最初に、子育て支援についてをお聞きしたいというふうに思います。

率直に、まず、ファミリー・サポートとか、あと、病児保育、病後児保育について現状どのよ  
うになっているのか。また、進捗等あれば、ちょっと説明を担当課長のほうからお願いをしたい  
というふうに思います。

○副議長（**工藤 久司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

ファミリー・サポートにつきまして御説明いたします。特に、病児保育、病後児保育につつま

して、申し上げたいと思います。

まず、病児保育についてですが、以前、町議会におかれましても、病児保育におきまして御尽力いただきましたこと、この場をお借りし、感謝申し上げます。

さて、現在、当町では該当施設がない状況ですが、福岡県では、この空白地域をなくすべく、福岡県待機児童等対策協議会の傘下に病児保育対策部会を設置し、広域化により、本年度は空白地域をなくすべく、協議が進められております。

具体的には、利用可能な施設の検索や空き状況の確認などを可能とするシステム導入、負担金の按分方法などの協議が進められております。しかし、病児保育を持つ自治体の市町村住民の利用率が少なくなることや、負担金の精算業務に事務を要することなどの課題が上げられております。よって、早急な空白地域の解消は難しいようでございます。

2つ目に病後児保育につきましてですが、サービス提供は、現在、町内1園、町立築城保育所で実施しておりますが、利用は今のところございません。事前登録制で、令和4年度は3名の登録がありますが、現在はサービス提供に及んでおりません。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） なぜ、この質問をするかということ、議会のほうで、先進地視察ということで、平成17年に三重県の津市に視察に行ってきました。この当時、首藤課長、尾座本課長、それと武道課長かな、3人が同行して、当時、皆さん係長だったと思います。その中の視察の中で、子育て支援ということで、例えば、子育てのショートステイ事業、ファミリー・サポート事業、それに、支援緊急サポートネットワーク事業、これが病児保育、病後児保育にも当たるのではないかなというふうに思うんですが、なぜ、この質問をあえて、7年前の視察の話をするかということ、先ほど工藤議員の質問もありましたように、人口が減っている。出生率が100人を切ったということで、なぜ、そのような状況が起きているのかということを見ると、ここで子どもを育てよう、ここで生んで、ここで子どもを育てていこう。

例えば、ここは、この築上町が日本一の小学校がある。日本一の中学校がある。日本一の保育園がある。日本一の子育て支援があるとしたときに、自衛隊の皆さんがどうされるかということと単身赴任で来ませんよね。やはり、ここで子どもを育てようという環境になってくるんだろうと思うんです。人口減少の一つの要因の大きな原因の一つは、この子育て支援にも、私、あるのではないかなというふうに今思っているような状況です。

その出生率を上げる、人口減少に歯止めをかけるというところを、しっかり、この子育ての支援をすることによってカバーできるのではないかな。特に自衛隊の関係者の方にお話を聞くと、こちらに来て親族もない、身寄りもない。そんな状況の中で旦那さんが仕事。自分がちょっと病



気をしたとか、所用ができて、どうしても行かないといけなくなったというときに、子どもをどうするのか。特にちょっと熱があったとか。保育園も預からない。そういうときに、ファミリー・サポート体制がしっかりしとけば、ここで子育てがしやすいという環境になるのではないかなど。この話を7年前に視察に行った後も、私だけじゃなくて、その当時視察に行かれた議員さん皆さんからも、そういうような意見も出されていたと思います。

その間、いろんな方向性の中で、今、担当課長も積極的に頑張っているわけなんです。現実的には、ほとんどできていないちゅうのが現実なんです。現状厳しい。サポートするほうになかなか確保できない。ただ単に呼びかけて、お願いします、来てくださいというだけでは、現実難しいんだろうと思うんです。もっと積極的に行政側が、この体制をつくろう、こういうふうなやり方やっていこうということを積極的にやっていく必要性が私はあるのではないかなというふうに思っているわけです。

これ、担当課のほうで、担当課長がどうこうちゅうてやれる限度というのは決まっていると思うんです。これはあくまでも政治的な方向性、行政の執行部として、町がどの方向で行くんだというところをしっかりと打ち出す必要があるのではないかなというふうに思うんですが、その点について、町長でも副町長でも構いません。回答をお願いしたいというふうに思います。

○副議長（工藤 久司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 築上町は総合計画の基本理念に子どもの命を守るという、掲げております。だから、こういう政策をぜひ進めれば、どんどん進めていきたいと思っておりますし、あと、事務レベルのほうと十分煮詰めながらやっていきたいと、このように考えております。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） 大変前向きな回答なんです。多分7年前もそのような回答だったと思うんです。現実、やっぱり、なかなか、これは難しいということで、特にファミリー・サポートの場合は、受けるほう、預かるほうというか、が、研修の時間がすごく長くて、なおかつ、その登録に手間がかかる。受けるほうも、もし、万が一のことがあったときは賠償責任の問題があると、かなりの高いハードルがある。それを一つずつ一つずつクリアしていきながら、そういうふうな体制をつくっていったら、需要が増えてくれば、必然的に、この町は子育てに積極的な町なんだというふうなイメージになってくるのではないかなと思うんです。だから、そういう部分をしっかり前向きに出してまちづくりをやっていく。そうすると、今日、町長も、先ほど工藤議員の話にあったように、農業を中心としたとか、企業に対して住宅施策をやって、ここに住んでもらおうとか、そういうこともクリアされていくのではないかなというふうに思うわけですが、特に病児保育、病後児保育については、保育園とか、場合によっては病院とかに協力を求めないといけないうんですけど、そういう部分を、本来、町長、副町長が、場合によっては直接病院に行っ

てお願いをすとか、民間の保育園に、例えば、補助金でも出して病後児保育の体制を取るとか、場合によっては保育園のほうにも直接行くとか、町営の保育園も2つありますんで、そういうような施設を確保すとか、常に常時おられるわけではないんで、どこまでの部分に投資をするのかとか、いろいろな件はあると思うんです。

例えば、民間であれば、お願いをして、そういうような場合があったときに補助金を出すとか。いろんなやり方はあると思うんです。先行投資というやり方もあるんでしょうけど、そのやり方を研究していきながら、民間と一緒に、この地域の子育てをするべきではないかなと、特に病院にも、町長、副町長のほうから先頭になって話しに行つてやるべきではないかなと思いますが、その点についての回答をお願いしたいというふうに思います。

○副議長（工藤 久司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 病後児保育については、築城保育所で現在行っておりますけれど、該当者はいないということで、今、利用者がいないわけで、そして、まだ、あと入院の分ですか。これについては、なかなか本町には入院する医療機関が少ないという、本当は小児科の入院のするところがあれば1番いいわけでございますけれど、それが無いというふうなことで、行橋のほうにあるけど、ちょっと受入れ難いという、行橋の広域圏でやっておった行橋のメディカルセンターで預かっているけど、外部のところまでは受けられないという状況があるわけでございまして、豊築の診療、医療協議会がございしますが、そこでも、ちょっとまだ議題には上がって来てないというのが現状でございます。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） 何か町長のお話を聞くと、現状のところはよく分かるんですけど、積極的にそういうふうな体制をつくっていかうというところが見えにくいというか。他町のほうでお願いをしても、なかなか厳しい。それであれば、実際、町長がその病院とかに行つて、直談判をしたのかどうなのか。メディカルセンターの、今回脱退しましたけど、そういうところで、カバーができないものかというところを担当課が直接メディカルと打ち合わせをしながら、その上で町長がバックアップしながら、そういうふうなお話をしたのかというところを、話をすると、ちょっと疑問を感じるんです。まだまだ足りない部分がたくさんあると思うんです。そういう部分が築上町は子どもの命を守りますという言葉が実際に、本当に、そのような体制になっているのかなという疑問視が湧いてくるわけです。だから、先頭になって動いて、この町は子育てに本当に力を入れていっているんだよというところをもっともっとアピールしていただいて、安心して、この町に住んでもらいたい、安心して子どもをこの町で育てていただきたいという部分をもっと打ち出すべきではないかなというふうに思っているところであります。

この質問の最後です。町長のほうから、もう一度、子どもたちを、今後、この町でどう育てていきたいのかという部分を含めて、ファミリー・サポート体制をどのようにしていくのかを、町長の考え方をお話していただければなというふうに思いますんで、よろしく願いいたします。

○副議長（工藤 久司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 子どもを預かる家庭はどんどん募集しながら、そして、研修あたりを補助を今しておりますけれど、ちょっと検討しながら、もうちょっと手厚い助成方法を考えていくという形にしたいと。

それから病後児の保育は築城保育所が現在やっておりますんで、それはいいとしまして、あと、入院です。病後児の皆さんの。これは非常に難しい。というのが、先ほど広域圏のメディカル行橋、みやこのメディカルは向こうのほうの運営です。最初から広域圏のときも。築上町は豊築メディカルセンターの運営でございまして、それを解散の前に、一応、医師会のほうに全部委託をしておいておるとい状況がございまして、これが広域圏で運営しておれば、そういう施策もできたかも分かりませんが、あと、医師会が主体性を持っておりますんで、医療協議会の中で相談して、ぜひ、今は、豊前市、それから上毛、吉富という加盟団体の中で、ぜひ、お願いしたいという話を、その4つの団体が一緒になってやっていくという必要があるかと思えます。そして、あと応分の負担はそれぞれの自治体が負担をしていくという形になろうと思えますんで、協議は重ねてまいります。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） 今日始まったお話じゃないんです。先ほど言ったように、7年前に視察に行って、その前後ぐらいから、このファミリー・サポート、病児保育、病後児保育というところが注目を浴びながら、福岡県も今だんだんと力を入れてやっていただいている。ところが、この京築には、なかなかそこまでの力が及んでいないというのが現状ではないかなというふうに思いますんで、7年前の原点に戻って、そのときにやりますという言葉は言われた状況を思い出して、再度力を入れていただければなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

町有地、町所有の施設とか、土地についてということで、先ほど工藤議員の話にもちょっとありましたけど、残地の話、駅前ですね、残地の話もありましたが、よく道路を造ったときに残地があります。過去に、建物も建てられない、ほんの何十センチか、1メートル前後ぐらいの幅の狭い、ひよろ長い土地とかで、誰も買わないとか、町自体はその管理をしないといけないということで、草刈りをしたりとか、場合によっては、そこに防草シートを貼ったりとか、維持管理がかかっているわけでありまして。その土地を早急に近くの人に購入してもらいなり、処分す

るなり、やったほうがいいんじゃないかというお話を過去にもしたことあるんですけど、なかなか、それが前向きに進まなくて、今も維持管理で、町のほうでお金を出している。

個人の方にそれを、例えばですよ、無償でやったとしても、固定資産税という形で、町に税金として返ってくる。例えばの話ですけどね。安い金額、安価な価格で、私はいいんじゃないかなと思う。維持管理する費用を考えるとその分の費用がなくなるだけでも、町にとってはメリットが大きい。なおかつ、広い土地、住宅の跡地とか、そういう部分で、特に築城中学校の、一丁畑団地はどっちですかね、も、中学校ができるまでは、もう中学校でき上がって何年もあるんですけど、その後その土地を有効利用しようというお話があったと思うんです。それがなかなか前向きに進んでいない。私の住んでいる高塚の中にも、かなり広い昔の町営住宅の跡地があって、それもそのままになっている。草刈り等を管理したりとか、場合によっては、いろんな工事の残土置場で業者に貸したりとか、いろんな有効利用はしているみたいですけど、そういうふうな土地もかなり残っている。古い建物で言うと、学校の建物や、そういうものも、そのまま残っている。それをそのままにしておけば、当然、維持管理は町が負担しないとイケない。もし、これ、私やったら、個人だったら、多分、職員の皆さんもそうでしょうけど、そんなに要らない土地ちゅうか、使わない土地があったら、そんなお金かけて管理しないと思うんですよ。1日も早く処分しようという動きになるかと思うんです。それがなかなか進まない。有効利用ができていない。というところがちょっと残念だなというふうに思いますが、これ土地の関係というか、財産の関係になりますんで、企画財政課長のほうが詳しいかと思しますので、企画財政課長のほうで、その点の考え方というか、今現状と方向性が分かれば、教えていただきたいというふうに思います。

○副議長（工藤 久司君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

今、武道議員さんおっしゃりました道路の残地について、まず御説明申し上げたいと思います。道路事業で取得した土地については、行政財産扱いになりますので、各所管課、例えば、建設課が道路で買った場合につきましては、建設課所管の行政財産になります。ただし、一部、もうここは道路として使う必要はないということであれば、分筆等がされていれば、その分筆された土地については、普通財産扱いにするために、公有財産管理委員会というのがございまして、そちらのほうに諮りまして、売却が可能、もしくは、住民の方がここを、例えば、先ほど申し上げたように、住宅用地とか、駐車場用地とかで使用したいよという旨がございましたら、公有財産管理委員会で諮りまして、不動産鑑定等を行いまして、金額等を決定して売却というのは可能だと思います。

また、先ほど言われました旧六反田住宅の跡地です。築城中学校の横の土地とか、海老尻団地の跡地というのは、大きな住宅用地として築城地区のほうに残っております。その点につきまし

ては、海老尻団地につきましては、町道を改良舗装する予定でございましたので、そのまま売却等をしていないで待ってございましたけども、町道のほうも改良舗装してつながっておりますので、その2つに関しましては、今後、料金と売却等の料金、不動産鑑定をいたしまして、町のホームページや広報紙等で町有地の売却等の分を検討したいと考えております。

今年度の取組ですけども、これは全体につきましてはですけども、財産の取扱いの関係の分の普通財産売却事務取扱要領というのが築上町にはございません。県や国等につきましては、そういう要領がございますので、そういう要領を参考にして、築上町のほうも要領を作成して、財産の売払いがより可能になるような事務を今進めているところでございます。

また、先ほど申し上げました土地以外で、武道議員さんがおっしゃられました、旧小学校の跡地や椎田保育園等の大きな建物が残った土地もございます。そういう分につきましては、民間のサウンディング調査と言いまして、民間のほうで事業発案の段階や事業化検討の段階において、事業内容や事業のスキーム等に関して、直接民間のほうから提案をいただくような方法を取って、今後どういうふうを活用できるのかという意見をもらって、今後の売却等もしくは有効活用について検討したいと考えております。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） なかなか前向きな回答で、模範解答的な回答でしたけど、ただ、現実的に遅いというか、何年も前から、さっきのファミリー・サポートもそうですけど、こういうことをやります、どういうことをやりますということは、よく皆さん言われるんです。こういうふうにしたらという部分で、提案されたり、答弁されるんですけど、それがなかなか進まないというの現状で、だから、その土地もそれで残っているんだろうと思う。

ある土地は、幅が1メートルちょっとぐらいですか。長さが10数メートルありましたけど、その土地を売ってほしいということで、当時分筆をしていないということで、分筆作業から入る。分筆をして売却しないといけないということで、かなり時間がかかって、その話を進めていっていましたが、最後は相手の方がもうそこまでして要らないよと。値段も分筆作業をしたんで、その分筆にかかった経費を上乗せしないといけないとか、評価額がそこは高いんでということで、当然同じ評価額の単価ではないと思うんです。1メートル、数メートルの面積も狭い、建物が建つような場所じゃないんで。でも、結果的に何十%か知りませんが、減額をしたかもしれないんですけど、もらうほうというか、買うほうにしてみれば、いや、そんな高い金額では要らないよと。当然そんな土地要らないですよ。あれば、もらおうか。自分のところの家の真ん前にあるから、その土地、もし、あれやったら、安く売ってもらえませんかという話が結果的に行政側の評価とか、いろんな手続とかで、今言われたような、いろんな話の中で金額が上っていった

る。だから、買うほうも買わないというふうになっているのかなというふうな感じもするんです。

だから、そこで、町が要らない土地。もう先々、もしかしたら活用するかもしれない土地というのは処分する必要はないと思うんですけど。もう先々、どんなことあっても、この土地は要らないだろうと。例えば、道路の拡張がこれ以上拡張しないところとか、例えば、道路を造って、その後にまた拡張があるかもしれないという道路は、その土地を一々また売って、それからまた買収してってなるとややこしくなるんで、そうじゃなくて、道路の拡張も何もない。将来的にこの土地は絶対要らないという土地は、安価な金額でも、私はいいんじゃないかなって。早く処分したほうが町の負担は減るんじゃないかなというところがあるんです。行政的に、今、元島企画財政課長言われたように、職員とすれば、そこが決められたルールの中でやらないといけないということだろうと思うんです。ここは政治判断になってくる部分になってくるんだらうと思うんです。だから、そういうところを、町長、副町長のほうで、なるべく処分していこうかなという考え方を持っているのか。いや、そういう土地でも、ちゃんと町の土地だから、持っとかないといけないよという考え方持っているのか。そういうふうな処分を今後どうしていくのかというのを、もし、よかったら、副町長この頃全然お答えしてないんで、副町長、回答ひとつよろしくをお願いします。

○副議長（工藤 久司君） 八野副町長。どうぞ。

○副町長（八野 紘海君） 副町長、八野です。

公有財産管理委員会の委員長ですので、今、つい数か月前、天神通り、踏切の手前の左側の用地につきまして売却したと。それについては、固定資産の鑑定評価を取ったり、いろいろな作業をして時間もかかったんですけど、本来そういう道路残地的な、そして、住宅団地の残りとか、結構あります。その中で、先ほど、本来売る場合は固定資産評価額の0.7を割り戻して、この値段でどうかと。ほいで、また、それがテンプラみたいな要旨でしたら2分の1減額するとか。ほいで、家が建たない。本当に使い物にならない土地については3分の1減額するとか、そういう話はあるんですけど、先ほど企画財政課長が言いましたように、それについて、規程といいますか、要綱をきちんとしたものをつくってなかったという面がありまして、これが、売却が遅れているのかなという形であります、思っています。そういうことですので、金額的に不動産鑑定したほうが土地の値段より高かった場合は、そういうのは必要ないよと、そういうことを含めて、私は職員にいつも言うんです。早くそれをこしらえて、総務委員会のほうで協議をして、こういう形で、もう、公有地を推進するんだということを協議をしようということで、職員のほうには、今、検討はさせております。それができたら、総務委員会なり委員会等で協議をして、それに基づいて進めていきたいと思えます。それができないことには、なかなかできませんので、そこは検討ができた場合、よろしくをお願いします。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） ありがとうございます。前向きな回答で。要綱がないということで、しっかり、その要綱を定めて、特別にこの人に安くするとか、この人は特別高かったとかいうわけにはいかないんで、ある程度の基準をしっかりとつくって、その中でやるべきだろうと思います。それが今までなかなかできなかった一つの要因ではないかなというふうに思うんです。先ほど、今、副町長も言われたように、鑑定士を入れて不動産鑑定をした。場合によっては、そこ分筆した。登記費用かかる。結果的に少しのほんの数万円しかない土地が何十万円もかけて、その評価をしてしまうということが多々あるんだろうと思うんです。だから、そこら辺も、明らかにそういうふうな土地ではないところに、そういうふうな費用をかけるというのも、分筆は当然しないといけない、これ仕方ないんでしょうけど。なるべく、そこら辺の経費を削られる部分は削れるやり方で、それをしっかり要綱で定めて、前向きに次から次に対応できるようにやっていくべきではないかなというふうに思いますんで、今後、狭い土地、広い土地、いろんな建物も含めて財産があります。次の世代の子どもたちに負担が残らないように、我々の時代で片づけられるところは片づけていくという考え方で、そういうような負担になる財産については、早急に処分の方向で検討していただければなど。その原点となる要綱をしっかりと企画財政課長を中心に前向きにつくっていただければなどというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後に、財政状況についてということで、現在の財政状況と将来の見通しについてということで、質問をさせてもらっています。

今年の決算において、経常収支比率が91.3%ということで、町長はかなりよくなったというふうな認識でおられます。前年度が98.2%ですので、その前が98.6、その前が97.1、かなり高い、100%に近い状況で運営していた。この経常収支比率が結局経常収支ですから、これが100を超えれば、どこかからお金持ってきて、お金借りながら、どうにか運営していかんといけんということで、国のほうからの指導とか、そういうのも入ってくるんだろうと思うんです。合併したときを思い出していただければ、新川町長、合併したときは105%なん。100を超えていたんです、経常収支が。その翌年が102%で、やっぱり2年連続経常収支が100を超えていたという時代がある。それから、しっかりと努力していただいた結果が、一時80%台になったこともあったんやなかったかなと思います。それがまた90%になってきたという。いろんな社会情勢も含めて、この経常収支というのは変わってくる部分もありますんで、一概に、これ高くなって、低くなったということが全てではないんですけど、ある程度の一定的な数値、数字を確保するというのが安定した運営ができているという評価になるのではないかなというふうに思います。今年は下がったからといって、安心できるものではないなというふうに思っています。

まず、1つは、経常収支が、今、今年ですね、決算で91.3%という数字ですが、これ町長よりも企画財政課長にお聞きしたいんですけど、この91.3%が安全なところになったのか、それとも、いろんな不安な要因がまだ残っているのかをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○副議長（工藤 久司君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

91.3%が安全な状況になったのかと言えば、今年度につきましてでは、質疑のほうでも申し上げましたけども、地方交付税が令和2年度に比べて、約5億6,000万円ほど増えている関係で、経常収支比率の数値を計算するとき、標準財政規模というのがございますけども、その標準財政規模というのが分母になります。分母の数字が増えている関係で分子のほうの経常的な費用の分も増えておりますけども、その増えた金額より分母の増えた金額のほうが大きいために、今回6.数%改善したように見えるということでございます。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） ということは、一つは、ある程度、町長言われるように努力もされているだろうというふうに私思っているんです。全然努力してないとは思ってないんです。ただ、大きな要因は、国の施策によつての要因が強かったということですね。前年度が98.2、その前が98.6というところを見ると、そんなに安全な状況では進んでいないというのが、数字的にはそこで分かるのかなと。来年度に向けて、改善を努力していくべきかなというふうに思っているところであります。

問題は、経常収支の中に当然起債というか、借金も含めてくるわけですが。借金が増えてくるとどうしても上がっていく。ところが、うちは、実質の公債費率が9.3ということで、10%を切っている。昔よく使っていた公債費比率という数字が15%、20%を超えると危険水域、20%ですかね、危険水域と言われていたんですけど。今、実質公債費率も同じように20%を超えると危険水域という流れの中で、特に公債費率、実質公債費率の大きな違いは、特別会計とか、そういうものを含めるか含めないかとか。あと、交付金で実際的にカバーができるかどうか。例えば、合併特例債にすれば、100%そのまま借金。形は借金なんですけど、次の年に70%の返還をすれば、70%の交付金算入があるということで、実質的に70%補填があるということで、30%の公債費率という計算になっているんだろうと思うんです。だから、うちは事業をたくさんしている。借金の数も数値も多いというふうに見えるんですけど、実際的には比率でいくとそこまでないというか。ただ、工藤議員の質問やったですか。今後、いろんな建物を建てていくと、この公債費率が上ってきて、負担が増えてくるのではないかな。それが経常収支比率



にも反映してくるのではないかなというふうに思うんですけど。ここで、実質公債費率を、経常収支比率の流れについて、再度ちょっと企画財政課長に、今の流れ、今後の流れを説明していただければというふうに思います。

○副議長（工藤 久司君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

実質公債費率につきましては、今、武道議員さんおっしゃられたように、例えば、10億円の起債を借りたとした場合に、今、私どものほうで、交付税等の参入が有利な過疎債や旧合併特例債で借入れを行っておりますので、過疎債で例を取りますと、10億円借入れをした場合には、7億円、約7割の交付税の算入がございます。10億円のうち、それが20年で償還するようであれば、約20で割りますので、5,000万ずつに至ると思うんですけども、その分の7割相当分が交付税で算入されます。ただ、公債費の負担比率といたしましては、あくまでも一般財源で今年度支払う額、経常一般財源について公債費の額が幾らかという形になりますので、公債費の負担比率と実質公債費率の率が変わっているというふうになります。実質公債費率につきましては、今後も、今、9.4%になっておりますので、その分を前後、交付税に算入されない起債を今借りておりませんので、借りた場合は、7割は交付税に算入されるということになりますので、その分につきましては、3割相当分に関しては増える可能性があるというふうに考えております。

以上です。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） ちょっと私が聞きたいこととちょっと違ったんですけど、借金が増えるというか、実質公債費率が増えていくと、数値的にはそんなに上がらない。でも、公債費率の部分でいくと、経常収支比率自体が必然的に上がってくるのではないかなというところで、将来的な経常収支比率の心配な部分ではあるのではないかなというふうに思っている。だから、事業を当然やらないといけないところはやっていくんですけど、なるべく有利な借金、有利なお金の利用。特に今回の八津田小学校みたいな、もらえるものがもらえなかったとか、これもってのほかなんです。これが将来的に経常収支や実質公債費率に跳ね返ってくると思う。だから、高い借金じゃなくて、安い借金、有利な借金をしながら、町の運営をしていかないといけないというふうに思っているんですけど、これ当然、私が言うまでもないと思うんですけど、町長の考え方を教えてください。

○副議長（工藤 久司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、経常収支比率、非常にウェイトを占めるのは人件費でございます。というので、合併したときは、非常に人員も多く、そして給与も若干高かったというよ

うなことで、労働組合のほうと相談して、5%カットをちょっと提案したところ、労働組合のほうも、いわゆるベテラン職員については5%、若手職員については3%というところで妥協していただいて、3年間、こういう措置を取らせてほしいということで、妥協していただいて、収支比率も下げたという状況、人件費を下げたという状況がございます。これによって、経常収支比率の100を超えていたのが下がっていったという経過がございます。そして、また、今では、今年の一応数値は非常に経常収入と経常支出ということで、経常収入が多く、先ほど言った交付税が少し算定をうちが容認いただいたという状況が、いつもよりはですね。そういう形で、来年度は、交付税の算定によっては、いかんでは、また98になる可能性もあります。だから、これ、本当は80%にする、して、余裕を持ったほうがいいと思いますけど、財政運営としては、そういうわけにはいかないし、そして、借入金も借りなきゃいかんということで、先ほどから議論になっている合併特例債と過疎債ということで、これを十分運用しながらしていけば、借り入れた金額の3割だけ返せばいいということでございます。

そして、経常収支比率の中に3割が歳出で入ってきます。歳入は7割が入ってくるわけですね、逆にね。そういう逆算すれば、そういう形になりますんで、そういう有利な運用をやっていくということで、公債費率と実質公債費率と公債費率、武道議員の言うとおりでございます。実際は、借金は多くしているけれども、実質公債費率は今9.数%という形になっておりますんで、これを上げないように努力をする一つの目印として、財政運営をやっていくというのが大事じゃないかなと思っておる。

それで、今かねてから、椎田中学と椎田小学校の建設計画でございます。これにおいても、義務教育債という起債の分もありますけ、これを交付税算入50%しかございませんし、できれば、過疎のうちに事業をやって、この過疎債を利用すれば、先ほど言いました10億借りれば3億だけ町の負担になるという形になりまして、それともう、この庁舎におきましても、ちょっと（ ）合併したときに将来のインフラ整備ということで、町のほうに約17億円ほど合併特例債を何もしないでも貸していただいております。この庁舎に充てるのと、それから築城のソピアを造るの。これは防衛省の補助プラス、一応、過疎債を充てて造ったわけでございます。この庁舎は、合併特例債ですかね、合併特例債。そして、これ、庁舎のときに、その17億円の返した残りが13億ぐらいありますんで、それを5%の充当したという考え方。そして返すときに、あとの残りをまたそれを返していくという形になれば、私の考え方としては、町費を持ち出さないで、国費でほぼこの庁舎は建っていったと、こういう状況になろうかと考えておるところ。だから、こういう有利な条件を利用しながら、町政運営をやっていくという形で、これはもう財政当局のほうがちんと考えておりますんで、私も、はい、オーケーということでやっておるところでございます。

○副議長（工藤 久司君） 武道議員。

○議員（9番 武道 修司君） ちょっと若干ちょっと町長の説明で違うところがというか、ちょっと私と考え方が違うところがかなりあるんですけどね。確かに合併特例債で基金を貯めていて、その基金の合計をすると庁舎のカバーになるということは議論できる。ただ、その基金は、ほかの事業も全部含めての基金ですから、庁舎だけの基金ではないんで、気持ちは分かります。気持ちは分かるんですけど、ただ、実際的にはちょっと違うという部分と、私が心配しているのは、補助金は補助金でしっかりもらって、合併特例債なり過疎債なり、場合によっては米軍の再編交付金が、あと何年あるんですかね。あと、3年、4年ぐらいあるんですか。8年あるんかね。（「令和8年まで」と呼ぶ者あり）令和8年までやね。じゃけ、4年か、5年か、4年か。これも継続継続で、合併特例債も当初10年がまた10年延長になったとか、過疎債も10年がまた10年延長になった。米軍の再編交付金も5年が、3年延長ですかね、5年延長やったか。とにかく延長延長で、とにかく運よくというか、財政的にどうにかやってきているというのが現状です。

数字のところ、先ほど実質公債費率と経常収支比率の話をしましたけど、基本的にやはり財政の力というか、この町の財政運営の基礎になる財政力指数とか、将来負担比率とか、そういう部分を見ながら、いかに次の世代に負担を残さないようにするか。先ほども話したように、土地とか、そういうのは要らないものを処分することによって、経常収支も減ってくる。場合によっては、その負担も子どもたちに残さないでやっていけるというふうな形になるかと思うんです。経常収支ちゅうのは、もちろん土地の管理、場合によっては、建物の維持費、そういうものも全て入ってきますんで、その部分が少なくなれば、当然、職員の給料を下げなくても、そういう部分で経常的な経費を下げるということができると思いますんで、そういう部分を含めて、今後の運営をしっかりやっていただきたいなど。

経営がというか、運営が悪くなったら、職員に全て負担をかけるのではなくて、その前の段階として、町でできることをしっかりしていただいて、また、住民に負担がかからない財政運営をしていただきたいなというふうに思いますんで、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（工藤 久司君） お疲れさまでした。

以上で、議長の一般質問が終わりました。

議長を交代させていただきます。

○議長（武道 修司君） 皆さん、どうもお疲れさまでした。

久しぶりに一般質問させていただきました。ありがとうございました。

これで、本定例会での一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時48分散会

---